

決算審査特別委員会 (一般・特別会計)

平成 17 年 11 月 7 日
〔第 2 日〕

決算審査特別委員会委員

委員長	末次	利男
副委員長	恵崎	良司
委員	坂口	久信
委員	岩島	好
委員	木下	繁義
委員	田口	靖
委員	竹下	武幸
委員	吉田	俊章
委員	坂口	祐樹
委員	見陣	泰幸

以上 10名

午前9時28分 再開

決算審査特別委員長（末次利男君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

少し定刻には早いようですが始めたいと思います。10月31日に引き続いて会議を再開します。

ただいまから審査に入ります。

議案第61号 平成16年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

おはかりします。歳出から審査に入り、歳入は歳出の後に審査いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、最初に歳出を審査し、その後に歳入を審査することに決定しました。

次に、審査の方法として十分な審議を尽くすために、款を2、3款区切って行いたいと思います。

それでは、はじめに歳出の議会費と総務費で、決算書65ページから97ページまで、行政実績報告書では31ページから35ページまでを審査します。関係課以外の方は一応退席をお願いします。審査の時間になりましたらご連絡します。

退席ため暫時休憩いたします。

午前9時29分 休憩

午前9時30分 再開

決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、委員会を再開します。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

《 議会費・総務費の説明 》

決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。なお、節度ある質疑にする

ために、質疑の方は必ず挙手で発言を求め、委員長の許可を得て、ページ数を言ってから質疑をお願いします。

質疑の方、ありませんか。

竹下委員

超勤のところですけど、水道の時に、きちんとした縦割りではなくて、忙しいときには手伝いにいくという答弁がありました。この場合に超勤の個人差がものすごくあるわけですけど、係的に防災に手伝いに行ったりなどの課内の係同士の協力があるのかどうか。仕事関係で。

総務課長（佐藤慎一君）

総務は今のところ人事、庶務、消防、防災となっています。基本的には係で処理をしています。選挙についてはそれぞれ協力はしています。

竹下委員

その中で、超勤が多い人少ない人というのが出てくるということですね。

総務課長（佐藤慎一君）

そこでは、A B C D Eとしていますけれども、基本的には消防は係によってちょっと違います。庶務の方も、例えば人事等々もありますから、大体係単位で仕事はしています。

田口委員

決算書の68ページ、総務費の一般管理費の中で3の職員手当等というのがありますが、この中で不用額622万とありますが、その内容等について若干お尋ねします。一番大きいのは時間外勤務手当等というのがありますが、この時間外手当というのは総務費のところだけ出てきているのであって、決算額13,262千円となっていますが、当初予算額では19,541千円ということで、これは3月の補正もしてありませんので、これが一番6,220千円と多い金額になっていますが、内容的には若干補正して、また減額して実際にはそれに出ていると職員手当特別負担金の項目もありますから、これが補正して実際出ているのは、270万ばかりオーバーして出しているということもあります、その内容が一つ。

時間外については、今竹下委員の質問にありましたが、全体の時間が書いてありますが一番上のページ、平成16年度で10,290時間となっています。この中で環境水道課、簡水・上水それから病院の特別会計、企業会計等の時間外で処理されている。そうすると、16年度の予算書の中で183ページに16年度当初予算で職員手当等の内訳の中に時間外勤務手当というのがありまして、25,501千円当初予算が組んでありますね。それに対して、実際には一般会計等について13,262千円という勤務時間の実績です。当初15年度には28,422千円に対して25,522千円ですから300万円押さえて計画されてありますが、そういう中で時間外手当については、予算額よりも実際は620万円ばかり減額した実績になっている。結果的には10,290時間の内訳になってきますが、その点について

の内容の説明を、こういう努力をしてこうなったんだと、あれば説明してください。19,501千円に対して他は3月に補正してあるが、ここだけ全くしてないもんだから、しかも、この不用額が大きい金額で残っている。3月末ではこうこうこうだということで、できなかった理由を説明をしてください。

総務課長（佐藤慎一君）

ご指摘のとおり、職員手当で68ページの6,220,766円の不用額に対してのその大部分6,090,951円についてが超過勤務手当の不用額です。これについては、見込みが甘かったという事でそのまま残しているという状況です。一方で、予算額に対して決算額の600万円の努力をしたということでご理解をいただきたい。超勤については、今年、行革行革とっておりますが、今年に始まったものでもありませんので、平成13年度に策定した第3次行革の今年度が最終年度ということで超勤については年々当初の予算を組むときに何%削減という努力目標を持ってしております。当初、総務課のほうで一括して予算を作りまして、各課に配分をしてこの範囲内で各課とも努力をしてくれという事でしています。決算についてはここ5年ぐらいある程度、特に15年度16年度については非常に職員も自覚を持って超勤の減額については努力をしています。今後もできるだけ抑える形でしていきます。年度当初に各課に配分をして1年間の努力目標としています。

田口委員

関連して、退職手当組合の特別負担金という項目がありますが、これは予算額よりも370万ばかりオーバーした7,393千円というのが支出されていますが、予定していない人が退職された等の事情があつての事だと思しますので、補正予算が計上されているということは理由があると思しますので、そこら辺の内容がわかれば教えてください。

総務課長（佐藤慎一君）

当初ですね、定年退職者の予定は1名、年度途中で退職者が1名増えましたので2名ということで、年度途中で退職された方については、3月で補正は処理しています。

田口委員

もう一つ、この表で10,290時間というのが出ていますが、水道とか簡水とか上水、それから、病院関係については金額外ですね、時間的には水道・簡水・病院三つで3,439時間になりますもんね。残った時間というのが、1,300何万、時間外が出ていると思えますけど、この時間が6,855時間、これの特別会計、病院とかの時間外がわからないので、6,855時間の13,232千円についての平均単価がわかりませんが、この3,435時間という病院、水道、簡水関係の大まかな平均単価、これは、ある程度把握されていますか。例えば、100分の125とかですよ、100分の150とかで、祝日、休日勤務とか深夜勤務で単価は違いますよね。職場の給料も違うし、10,290時間という相場は決まっているので特別会計がいくらとか、特別会計を除いたのがいくらとか、計算するとわかるのである程度単価がわかれば教えてください。そこらが把握できれば、16年度当初予算の25,501

千円をはじかれたときの時間かけ単価で予算措置ができていないかと思うのでこの質問をしています。

総務課長（佐藤慎一君）

基本的にはですね、企業会計、特別会計については各課からの積み上げで積算をしているそうです。総務管理費については、対前年度比何%減という形でして、配分する時には、過去3年間の各課の超勤実績を考慮して配分をしています。

田口委員

時間外勤務手当がこれだけしか出ていないということを今まで把握していなかったものですから、その主旨というか全体把握しているというシステム、時間外勤務手当はここだけしかしていないのはこういう理由だというのがわかれば、経済効果の関係もあるので教えてください。

総務課長（佐藤慎一君）

はっきり把握はしておりませんが、総務課で総括をして予算計上をしています。理由は、決済については最終的な命令権は私にあるので、総務課で管理をするということで超勤については一括して予算計上をしているという状況です。

岩島委員

実はですね、3月に他のものは補正をしながら、なんで超勤は3月補正できなかったのか。もう3月になって6,000千円も残っているのに何でしなかったのかと。1,000円足りない2,000円足りなかったと補正しないで3月で最終的に余った分は全部見直し、3月補正で調整をなささいよと行ってきたんですね。私は何回も言ってます。他の足りない分は増やししながら、超勤の6,000千円も3月でいるか要らんかはわかるはずなんです。月にいくら超勤を出しているかを引くとですよ、それでは3月補正はいつするんですか。

総務課長（佐藤慎一君）

時期的には2月の初めです。

岩島委員

そしたらですね、もう2月の初めになったら1月分は出してしまっている。2月と3月で、後どれくらい必要かわかるんじゃないですか。今後、補正をするなら足りないところだけじゃなくて、余ったものは余ったものでも補正をなささいよと私はずっと行ってきたはずですよ。まだ他の課も出てくるはずですよ。もう何年も経ってもできていない課がある。これくらいはなおしてもらわないと、こう何年も成果が出ないと何回も指摘してきた意味がないんですよ。決算済んだことですよけれども、まだ、17年度の3月補正もありますので、今後はこういうことが絶対ないようにしてもらいたい。今まで不用額を出すなとかという話はぜんぜんしていないんですよ。当然出てくる話なんです。しかし、600万という数字はどう考えても大きすぎるんですよ。何でしなかったかと聞かれたら、しなかったのは申し訳ありませんでしたといえれば良いですよ。理解してくださ

いといわれても理解できません。

総務課長（佐藤慎一君）

今後こういうことがないように気をつけます。

坂口祐委員

さっきの超勤に関連してですが、超過勤務の実績表で人事と庶務と消防で係が別れているということでしたが、この表でいうとGとHの方に251時間と225時間と超過に時間が長いですね、このGとHの方に関係して、7月と8月と9月の時間が多い。一番多いのはGの方の7月69時間、この内容ですよ、どういう係の人がどういう目的で超過をしたのか。例えば69時間でいうと1日に換算すると3時間以上なのです。平均的に毎日残業があるのか、それとも、土日に出勤とかであるのかその内容について教えてください。

総務課長（佐藤慎一君）

これについてはGとHについては内容を言えば消防の方です。昨年はこの時期に県の緑法大会出場ということで毎晩訓練に励んでいます。

坂口祐委員

確かに消防というと、土曜、日曜に火事があったり訓練があったりしますので、先程からの答弁を聞いていますとこれから減額をしなければならぬと、どういう方法で減額をするというと前年度に対して何%削減という指示を出していると、各課では協力をしてくださいよと。しかし、これからは少数精鋭で人を減らさなければならぬ。一人あたりの仕事の量は増えていく。一人ひとりの仕事を効率的にこなさないといけないというのが課題だと思うんですね。指示をするだけじゃなく減額のシステムを作らないといけないと思う。例えば、振替え、日曜日に出勤した人が休日に休むとか、消防だったら可能かと思います。その事についてどうですか。

総務課長（佐藤慎一君）

既にその辺はやっています。

坂口祐委員

やっててこの数字ですか。

総務課長（佐藤慎一君）

消防に関しては、日曜超勤というのは出しておりません。全部振替えです。半日振替えとか一日振替えになっています。

坂口祐委員

平成17年度に関してはこういう数字は出てこないということですね、消防に関しては、

総務課長（佐藤慎一君）

事業によって、例えば、消防の場合は、訓練などの場合は日曜出勤したときそのまま、半日または一日単位では振替えと、ただ、火災などの緊急事態の場合は2時間で済めば

超勤で出しています。昨日も消防のパレードをしている時に、昨日の雨で緊急に警報が出たわけですが、消防はパレードはパレード、担当はここに残って警戒をしているというように定期的な訓練などはある程度は計算ができるわけですが、いつ何時何があるかわかりませんので。また、定期的な訓練行事イベント等は、半日振替え等をしています。時間内の2時間などは超勤を出しています。そういうふうな形で努力はしております。

坂口祐委員

消防だけでなく振替えというのは課題だと思います。例えば1,096時間の超過勤務があるということは、実際はもっとあるという事ですよ、振替えをしていますから。実際はどれくらいあって振替えはどれくらいできたのか。

総務課長（佐藤慎一君）

先程の答弁ではことは足らずで消防だけと言っていましたが、この日曜休日出勤に関しては全課、全職員で半日、一日振替えという事で対応をしています。その場合、休日に出た場合は振替制度ということで対応をしています。年間実質働いた訳ですけれども休みは平日与えていますので、振替えした実数に関しては今のところ把握をしておりません。調査をすればわかりますけれども。

坂口祐委員

休日に出勤した場合には振替えをして、平日5時15分以降ちょこちょこ超勤が時間が月に20時間になりました。それに対する振替えというのはいないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）この減額のシステムの一つの方法として提案したのは土曜、日曜の振替えだけじゃなく、全体的な時間を削減するために振替えができないか、そういうシステムを作り事ができないか。

総務課長（佐藤慎一君）

今の私の答弁は基本的には休日出勤の振替え、委員が言われるのは平日の業務の中の積み重ねですね。超勤の問題についてもどうしても必要な超勤はしなくては行けないと。言われるとおり、平日1時間2時間ということで、例えば、税務課のように期間中にどうしても時間内ではさばけないのでどうしても長期にわたる超勤とか、あるいは急に出た超勤とか、超勤でも意味合いの違う超勤があると思います。そういうふうなものを組織機構、フラットな機構、いつでも対応できるような機構にしていかなければならないのではないかと、検討しているのは、一つには私の頭の中にあるのはフレックス制、企業の言うフレックス制というのと少し違って公務員のフレックス制、例えば、5時から7時まで住民の方と合って相談をしなくては行けないと、そういう場合は、出勤を10時からして7時までですとかそういうふうな工夫を今から体制としては早急に検討して、できるだけ対応できたらなと思っています。

岩島委員

今の課長の説明で振替えのわからない方もあると思います。今の場合は4時間以内は

超勤じゃないんですかね。

総務課長（佐藤慎一君）

そうです。

岩島委員

そういうところももう少し説明しないと。休日3時間働いたら超勤で処理しているんでしょ休日でも。

総務課長（佐藤慎一君）

はい。

岩島委員

今、あなたは全部振替えてしていると説明しているでしょ。全然違うでしょ。

総務課長（佐藤慎一君）

私が言ったのは半日振替えと一日振替えと。日曜日2時間出たのは超勤を出させていただきますと言いましたけれども。

議長（坂口久信君）

消防の問題も出ていますが、繰法大会あたりは県下でどのくらい他の地区が出ているのか。繰法大会にご苦労してもらっていますが、何週間か毎日練習をされると思いますが、その練習に役場職員が毎日絶対張り付いていなければならないのかどうか、その間消防の幹部の方たちに頑張ってもらって、その中の何日間は自分達でやりますよとか、そういうところで削減していく努力をお互いがしていかなければならない。そして、毎年出ていますが、各市町村がどれくらい出ているのかわかっていれば教えてください。

総務課長（佐藤慎一君）

基本的には、消防小型ポンプ、積載車、小隊訓練（10何年に1回）、ラッパ訓練この4種類で藤津郡の協会それぞれ話し合いをしながら順番制で出場したと。今回、亀ノ浦に入れた動力ポンプ車については、各町あたりは積載車で賄うという状況で、ポンプ車については太良とか嬉野で交代で出なくてはならない状況です。積載車については全町ありますので、基本的には交代で持ち回りです。ラッパ隊については全町にありますので、おそらく2年に1回は何らかの競技で県大会に出ないといけないという状況です。基本的に1カ月以上の訓練をします。日曜日の夜は休みです。職員は係長を含んで2人です。毎晩2人で出るのではなくて一日交代と。ただ、団の方が出ているのに、一生懸命されている中に、そこまで割りきってというのは団の方と相談をしないとちょっと。

議長（坂口久信君）

一生懸命されている事にどうのこうのいっているわけではありません。ありがたいことやし、意識の高揚等しなくてはなりません、このように超勤等が出てきた場合には、どこかで削減をお互いにしなくてはならない。1カ月間ずっと貼り付けで居ると大変な超勤の時間数になります。団長はじめ役員の皆さんと話し合いをして、どこか意識の中

で太良町は削減していかななくてはならないということは共通した意識ですから、話し合いをしてこういう状況ですから1カ月丸々最低1人は出なければならない状況をつくらないといけないのか、例えば2日に1回で良いのか。意識の中でどこかで削減できるわけでしょう。毎日役場の職員が張り付かなくてはいけない状況ではなかわけでしょう。その分、団の人には迷惑をかけるかもしれませんが、幹部の人達の意識があれば訓練ができるわけですから。もう少し話し合いをしてできないというのであれば仕方ありませんが、我々は何らかの方法で削減をしていかななくてはならないのですから。

総務課長（佐藤慎一君）

訓練の内容等そのような形で経費の削減等ができれば、今後、消防団と話し合いをして検討をしたいと思います。

木下委員

決算書の68ページの委託料の件で、3,040,798円の会議録反訳委託料の件ですが、縮小を要望していたわけですが、これはどのように検討されていますか。

議会事務局長（松本 太君）

決算書の68ページの委託料の件ですが、会議録の製本、反訳委託料関係なんです、来年度から会議録の印刷製本を今50冊ほどしていますが、今後は、CD R化して会議録は印刷しないで皆さんにも配布しない方向でいきたいと考えております。それで、一応、原本は2冊程度作りますが、事務局の方でコピーを用意しておきますので、必要な方はそれを見ていただくと、どうしても必要な方は、事務局にきていただいてコピーをとっていただければと思います。

反訳の方なんです、現在小出速記に随契でお願いしていましたが、今ずっと調べまして今まで方言の問題等ありました。ずっと、調査をしたところ、ほかに業者がありましたので、そこと見積書をとって調整をとっております。あさってに面談をして中身をちゃんと聞いて、来年度は入札で反訳のほうもするように計画しています。印刷製本も100万円ほど落ちるのではないかと、会議録反訳も二、三十万円落ちるのではないかと考えています。まだ決定ではありませんが来年度の予算に反映していくのではないかと考えています。

恵崎委員

決算書の70ページ。13の委託料ですが、庁舎清掃等委託料378万ですね、これは業者の分だけなのか、女性の清掃員も含んでいるのか。その辺の具体的な中身を教えてください。

総務課長（佐藤慎一君）

これは、業者の契約分だけです。庁舎の清掃と、浄化槽の管理まで含んだところの契約です。ですから、庁舎内におわれる清掃員じゃないです。

恵崎委員

プロの業者の方が月に何回とか年に何回とかの分ですね。そいぎ、その辺の年何回とかの内容を教えてください。

総務課長（佐藤慎一君）

年間契約をしています。その中で、定期清掃は年に4回。環境衛生管理業務としては空気環境測定は6回。電気設備保守点検業務については月1回で12回と。それぞれの業務が分かれて、総合的にこの庁舎管理委託業務ということで分かれています。

恵崎委員

それではいくらでもあるという事は、清掃業者だけでなく浄化槽とか業者はいくらでもあるわけですか。業者の名前はいいですが、純粋な庁舎清掃業者だけの支払いはいくらですか。

総務課長（佐藤慎一君）

今のところ、床面・窓ガラス・絨毯・バルコニーそれぞれの清掃含めて、年間120万程度です。

恵崎委員

空調等はプロしかできないでしょうけれども、床の清掃などは年間には埃も積もるでしょうが、日常の2日に1回とか、3日に1回なんかの自分の机周り等や、私たち議員の控え室の掃除等も私たちがするとか、お任せで全部してもらっている状況ですから、これからの取組みとして業者に委託することを即廃止とは言いませんが、いくらかでも削減するためにはその辺の取組みはどうですか。

総務課長（佐藤慎一君）

これは基本的にはワックスがけで、日頃は賃金として、庁舎内及び外周りは2人にしてもらっていて、机の周りは雑巾がけ、掃き掃除は職員がはくということになっています。これは年4回のワックスがけです。

議長（坂口久信君）

関連して。実際、塩田町なんかはもう既に5時に仕事が終わると10分間は自分の周りの掃除とか、確実に早くから取り組んでいます。そこらへんは私は全然できていないと思います。その中で、空調等は果たして年に6回しなくてはならないのか、こういうところは見直してやっぱり削減をしなくてはいけないと思う。自分たちのところとか、給料等は別にいわんばってん、こういうところで削減していかなければならないと思うわけ。議会は議会で、議員も努力して議事録等の経費も削減しなくてはならないし、そういうところも含めて自分の周りは自分で最低すると、恵崎委員言うように。普通の民間ならサービス残業を山のようにしているわけですよ、その思いからすればそこに5分、10分の間でその担当が5人おればそれぞれで分担すれば、二、三分で済むわけたい。職員自らそういう意識を持って、そういう行動すれば、町民みんなにわかってくるわけよ。しかし、スレーツて帰ったりすればはっきり言ってわからんさ。今後、職員自ら行動し、

太良町を良くして行こうという意識を持たないといけない。総務課長そこら辺は全体的にどう考えますか。

総務課長（佐藤慎一君）

削減できるものは削減すると、先程指摘のあった法定管理部分、これについては管理者としては削減できない。清掃管理については、普段から職員が日常心がけて、4回していたところ2回にするとかということは内部的にはするべきであろうかと思います。ただ、5時からの清掃についても問題はないと思いますが、私がひっかかっているのは、今、女性の方2人を雇っていますが、寡婦対策とか何とかということを経験を得たものですから、そういういろんな雇用関係とか調べてから、清掃業務だけじゃなくして庁内に100人程度の日々雇用者がいますので、今後の行革で見直すべきは見直していきたいと思っています。

見陣委員

78ページの繰出金のところで、ここに28の繰出金、簡水特会繰出金6,225千円とありますけれど、これは一般会計から毎年これぐらいの金額を出していますか。その内容を教えてください。

企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

この繰出金については今回限りだという事なのですが、内容については伊福埋立地の排水管の新設工事ということで、あそこには排水管がありませんでしたので、水道の方をお願いをしまして、伊福の方から埋立地の方に配水管を埋設してもらったと。延長が約430メートル程引いてもらった関係で、その分を水道のほうに繰出金を6,225千円出したということです。

見陣委員

ちょっと分からないもんですから、上水は一般会計から出さなくて簡水は一般会計から出すというのはどうなっていますか。

財政課長（大串君義君）

水道事業についても簡水についても同じように町の都合ですよね、一般会計の必要に迫られて事業会計のほうで工事をするという部分については、一般会計のほうから出すと、補償ですけども当然良いわけですので。そういうことでしております。

竹下委員

ケーブルテレビの番組関係で、今番組がいろいろ流れていますが、町民からの批判等もあっているようですがアンケートを取る計画はありませんか。

企画商工課長（岡 靖則君）

そういう問題があれば私たちに言ってもらえれば、私たちのほうから業者に報告をするなりお願いすると、そういうアンケートも検討課題かなと思っています。

竹下委員

例えば、内容的に保育園の番組が流れた場合、保護者は見たいわけですよね、特に卒園者の保護者ですが、卒園者のところが映像が切れていたと言うようなことがあります。そこら辺の配慮が、収録する際もう少し考えて欲しいとの意見を聞きました。その辺をアンケートなりとして今放送されている状況の改善をするような方法を考えて欲しいと思います。

企画商工課長（岡 靖則君）

ケーブルテレビについてはある程度の時間制限があります。通常1時間30分くらい番組を設定しています。最高で前編・後編というふうにはしていますが、どうしても、お遊戯会にしても何であっても時間が長くてどこで切るかというのが一番の問題点であると思いますが、そこら辺は切ってあるので仕方ないかと思いますが、もし全編必要だという事であれば、ケーブルテレビで全部撮ってあるそうです、撮れる分については、それを直接購入してもらえば、ずっと流して撮ってありますので、その分についてはノーカットで見られると思います。放送については集約して放送しますのでこの人は出ていたこの人は出ていなかったといろいろ問題があるかと思いますが、そこら辺は了解をお願いします。

竹下委員

全編購入して見る分はよかったですけど、やはり切れるところとか切れないところとか、参考のために保育園の園長さんなりに要点などを聞いて帰るなりされることが良いのではないかなと思います。

企画商工課長（岡 靖則君）

その辺の要望等については、保育園なりケーブルテレビなりをお願いして撮影しておられると思いますので、そこら辺は事前に打ち合わせをしてもらいたいと思います。

岩島委員

いまケーブルテレビで太良の放送はいつまでとかありますが、済んだものをいつまでも流したり、いつ何があるかもわからない、私はケーブルテレビの契約者には放送のスケジュール表を配る方法がないのかと思います。（「全戸にチラシできています」と呼ぶ者あり）

企画商工課長（岡 靖則君）

月の初日の日に新聞折込に入っています。それと他に、金融機関の窓口とか、庁舎内の1階の窓口とかにおいてありますので利用してもらいたいと思います。

木下委員

82ページの委託料の野崎住宅の折込委託料299,828円があがっていますが、この内容はどのような進捗状況なっとるか説明してください。

財政課長（大串君義君）

これにつきましては、藤津郡、杵島郡、鹿島市、武雄市、小長井町の2市11町53,800戸にB4サイズで配布しています。内容としては、募集要件とか、今現在残っている区画はとかという事で募集をしています。

木下委員

現在住宅の土地の販売状況はどのようになっていますか。

財政課長（大串君義君）

23区画ありますけれども、今現在12区画を販売し、後11区画残っています。

木下委員

なかなか人口も減るし売れにくいですね。わかりました。

恵崎委員

実績報告書の34ページの住民基本台帳関係のところですが、閲覧はどのくらいありますか。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

住民票の閲覧につきましては858件の閲覧があります。

恵崎委員

去年は、多分2,655件とメモしていますが、極端に減りましたね。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

閲覧の件数は減っています。

恵崎委員

利用者は業者が多いですか。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

市場調査ということでほとんど業者の方が利用されています。

恵崎委員

この件については、国もいろいろ法の整備もしているようですが、どのような方向になりそうですか。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

現在検討されている内容は、原則非公開ということで検討がなされています。ただし、公的な機関、例えば、社会福祉協議会とか自治会、敬老会の対象者の調査等、そういうのは公的な閲覧という事で認める方向でやったらどうだろうかという検討がなされています。

議長（坂口久信君）

実績報告書の32ページ、ケーブルテレビ施設整備の辺地対策事業の加入率がわかりませんか。

企画商工課長（岡 靖則君）

辺地対策事業のところの対象戸数が183戸、それぞれの部落を合計すると。それで今

130戸加入されていますので約71%の加入率です。それと単独工事のところの川内、嘉瀬ノ坂あたりが約29戸で加入が20戸で69%。新世代のところは102世帯で69世帯が加入されているという事で68%になっています。全体的な加入率はだいたい314戸中219戸ということで約70%です。

議長（坂口久信君）

文化祭の折に、議会をケーブルテレビが撮っていますが、町長の提案理由の説明のとき、議員がいろいろ調べたりしているときのめくる音がパラパラ音がするという指摘を受けましたが、誰か間違えて議員のほうを入れていたのかと思って。

企画商工課長（岡 靖則君）

事実はわかりませんが、機器が議員さん寄りにいて撮影をした時にパラパラめくっていた音を拾いこんでいるのかもしれない。

議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明が良く聞こえなかったという事を言われたものですから。

企画商工課長（岡 靖則君）

一応、確認をしてみたいと思います。

岩島委員

決算報告書の68ページの報酬のところの各種委員報酬24,702,962円の内訳を教えてください。

総務課長（佐藤慎一君）

資料を今すぐ持ってきますのでしばらくお待ちください。

岩島委員

前に指摘をしましたが、74ページの文書広報費の中の印刷製本費、これもものすごく残っていますね。これもやはり私も沢山印をつけていますが、こういうのが多いから、来年の決算はぜひこんな事がないようにしてください。

田口委員

今の74ページの事ですが、例えば、町勢要覧あたりはこういう形で減額した場合は、何か理由があるはずですが教えてください。

総務課長（佐藤慎一君）

この印刷製本費は刊行物の印刷製本費ではなくて、追録の分の不用額ということで指摘のとおり見込みが甘かったという事で、お詫び申し上げます。先程の報酬ですが、大部分は事務嘱託員報酬、いわゆる区長手当24,675,462円。それと、個人情報保護審査会員報酬と言うことで。（「もうよか」と呼ぶ者あり）

岩島委員

区長手当が少ないという区長さんがいますので、区長手当の最高がいくら、最低がいくら、平均していくらというのを教えてください。部落はいりません。何人に払って

るのかも。

総務課長（佐藤慎一君）

平均は55人いますので割れば448,644円です。

木下委員

この行政区の合併といいますか、そういった指導はできませんか。5人とか7人とかでも行政区の一つとしているが、そういったところの町民意識を変えていくのに必要ではないでしょうか。その辺のお考えはいかがですか。

助役（木下慶猛君）

私が10年以上前の総務課長時代に、まず、中に入ったのが三谷地区、それから蕪田、柳谷地区ですね、それから牟田、今里ですか、あそこらへん、それから野崎、日ノ辻、それと、平野、青木平ということで中に入ったわけですが、一番したかったのは蕪田、柳谷ですよ、皆さんご存知のとおり、上には私がすつときは3件になったわけですよ。柳谷の人が蕪田の下から2番目においさつですよ、当時の区長が池田さんだったんですが、蕪田でも下の方にいらっしゃったもんですから、ここらへんやったんですけれども、やはり部落にはそれぞれの財産もあってとうとうできませんでしたけど。三谷は、消防のほうにも入ったんですが、なぜ入ったかという、町民大会等にも一緒に出られるのでいったんですが、やはりそれぞれの部落にそれぞれの理由があってできなかった。ですから、その55というのは現在まで続いております。

特に、青木平、日ノ辻は、税務課にいた関係上よそからあったものですから、納付書発行だけではなかったわけですよ、ですから、平野の区長さん、野崎の区長さんからよそ者の分まで配りきれないと、それならとりあえず皆さんのところで代表者を入れてくださいとお願いしたわけですよ。青木平、日ノ辻はそういういきさつもあって、それがとうとう区に昇格したわけですよ。あそこは未懇地買収で、全部国の農居所になってしまって入植されたわけですが、そういういろいろないきさつ、事情もあって、説明をしたのですが、ここ何年ずっとそういうことできているものですから、はいそうですかと、課長の段階では返事ができないと思います。ですから今も一緒だと思います。最近でも蕪田、柳谷には合うたびに何回となく言っているのですが。

木下委員

やっぱり個々の考えとしては、それはそれぞれ少人数でも良いと主張されると思いますが、やはり、今後は効率が悪いという事あたりを徹底して指導していくべきではないでしょうか。

助役（木下慶猛君）

別な方法を考えたら、例えば、区長さんを事務囑託員といって全て任命をしているわけですが、例えば、向うからいきますと伊福は多いものですから1人ですね、三谷は囑託員は誰か1人にするとかですね。という方法で、区長報酬を持っていくという

方法もあるわけです。そこを考えないと出来ないのは郵便料の関係とかがあるし、検討の余地はあります、今のところすべて55人の区長さんを囑託員としているので、2,460万というような金額になります。というのは戸数割、人数割、それから距離割いろいろやっているもんですから。

木下委員

できたら今の55行政区の55名を、最終限度に50戸ぐらいを一つの行政区にまとめたら、30人以下になると思うわけ。そして、後の中身は区長さんのごたっとでもよかたいね。行政区として、今、払っている55人の囑託員の分を30人ぐらいに減らして行革に一環として徹底して指導してもらいたいと思いますが、どうですか。

助役（木下慶猛君）

言うはやすしで、なかなか個々50戸というわけにはいかないのですよ。私が役場に入ったときには、嫁川には下の家は北町、上は油津という人がおいしかったわけですよ。ですから、さっき言ったように、ここから50戸を油津というふうにぼんとしろといわれても、それは言うのは良いですが、中に入っているいろいろ努力はしますが出来ません。今、口で言うのはよかですが、中に入ってやってあなた達も協力してみてください。特に、牟田あたりは消防団は4人だったわけですよ。そのときも合併してくださいとやったわけですけども出来なかったわけです。

総務課長（佐藤慎一君）

先程の質問、年間一番多いところで1,390千円、一番少ないところで220千円です。

岩島委員

少ないところは何世帯ですか。

総務課長（佐藤慎一君）

14世帯です。

岩島委員

一番多いところは何世帯ですか。

総務課長（佐藤慎一君）

263世帯です。

岩島委員

14戸で220千円ですね。

総務課長（佐藤慎一君）

これはですね、先程助役が言われたように、条例の例規集にもついてますようにこの関係が微妙に。

岩島委員

それはわかっとつと。区長さんがぎゃん少ないところに限って安か安か言わすとやっけん聞きおつと。14戸で220千円もらっていれば上等じゃないですか。

助役（木下慶猛君）

皆さんご存知のとおり、南木庭といいますけれども、板ノ坂、嘉瀬ノ坂、三里あそこから辺は一番私が入ったときには9戸の時もあったんですよ。その時も入ったのですが、やはりだめですよ。区長さんとしてこられますけれども、私の班でも11戸ありますけれどもそれより小さいですもんね。区長さん自身も1年交代でされるものですから、それでは私たちも困るんですけれどもね。それはその区の決まりですから、いや2年してください3年してくださいとは言えないわけですよ。木下議員さんが言われるように事務的には50戸ごとにしてもらった方が一番良いわけですが、それならば、大きなところはいくつのも分けなくてはいけない。せっかくそうまとまったところを分けるのも抵抗があるし。（「まとまったところはそれでよかたいね。少ないところをまとめて50戸にまとめてという事でしょ」と呼ぶ者あり）

木下委員

さっき助役がおっしゃるように、大きな部落も小さな部落も出る暇数は一緒というわけですね、そして金額が違ふと。そういったことを解消するためには、最低限に50戸ぐらいの行政区にまとめて、区長と行政区長ということを行政のほうから指導してもらったらということをしているんです。そうしなければどうしようもないと、5件や7件では行政区とは認められないという指導をしてくださいといているのです。嘱託職員としてだから区は関係ないと。

助役（木下慶猛君）

さっき区といわれたものだから、先程の方法ぐらいしかないですよといったわけです。嘱託員として1人、三谷は1人ぐらいという事で、ですから道越あたりは3人置くとかそういう方法でしか改革は出来ませんよといったわけですよ。

木下委員

大きい部落はそのままで良いですよ。小さい部落を50戸ぐらいにして嘱託職員を1人置くというようにしてくださいと言っているわけです。

助役（木下慶猛君）

ですから方法はそれしかないだろうと言ったわけです。

木下委員

はいわかりました。

決算審査特別委員長（末次利男君）

暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時11分 再開

決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、委員会を再開します。質疑の方はございませんか。

田口委員

実績報告書の 33 から 34 ページにかけて基金の報告がありましたけれども、この中で積み立て取り崩しの関係で、地域づくり事業基金の 136,221 千円、この取り崩しというのは公共施設整備基金の積立金 191,055 千円と関係があるのかなのか基金の統合関係じゃないかと思うんですがどうですか、内容的に。

財政課長（大串君義君）

基金の統合については、前年度の 15 年度の方でやっておりますけれども、内容について取り崩しについては、新世代ケーブル施設整備事業の川内と嘉瀬ノ坂の部分に 9,902 千円、伊福埋立地の整備事業に 100,534 千円、みどりの少年団に 129 千円、体験交換事業に 187 千円、そして、文化財民芸保存会の補助に 720 千円という事で、計の 136,221 千円の取り崩しをしております。

恵崎委員

実績報告書 34 ページの徴税費のところの固定資産システム評価業務委託料 3,759 千円と、これは前年度が 2,625 千円で 1,134 千円増額になっていますがこれはどういうことですか。それと、固定資産（土地）鑑定評価委託料、これは前年度分には載っていませんが、法的な決まりでこのように載ってきたのですか。

税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

徴税費の固定資産システム評価業務委託料の増額については、固定資産の評価替えというのが 3 年に 1 回行われます、今回は平成 18 年が評価替えの年ですが、評価替えについては、前年の平成 15 年 16 年 17 年と 3 年間で業務を行うわけですがけれども、平成 16 年度におきまして、評価替えのための土地の評価をやり直すということで、その分の委託料が約 1,900 千円程度あります。その分が増額をしているのが主な理由でございます。固定資産土地鑑定評価委託料ですが、これについても 3 年に 1 度の 18 年度の固定資産の評価替えに伴って、鑑定評価の必要が 3 年に 1 回ありますので、それを平成 16 年度に実施したという事で 3 年に 1 回出てくる委託料です。以上です。

決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑がないので質疑を終了します。入れ替えのため暫時休憩します。

午前 11 時 15 分 休憩

午前 11 時 22 分 再開

決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、委員会を再開します。引き続き、民生費と衛生費で決算書 97 ページから 130 ページまで、行政実績報告書では 36 ページから 42 ページまでを審議します。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

《 民生費・衛生費の概要説明 》

決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑の方ありませんか。

見陣委員

行政実績報告書の 36 ページの中ほどに生活保護費と書いてありますがこの生活保護の対象は年間収入どれくらいまでの方ですか。（「条件ですか」と呼ぶ者あり）もらえる条件です。

町民福祉課福祉係長（毎熊賢治君）

生活保護の対象となる方については、収入状況とか資産状況などあらかじめ役場のほうで調査をして、それを基に県の福祉事務所の方で審査をします。その時の要件ですが収入がどれくらまでという要件がなくて、現在明日買う米もないという状況になった時に、預貯金もゼロだと。資産についても、今すぐ処分できる資産はありませんとそういう時に生活保護の対象、生活保護の対象にしますよという判定がくだりますので収入がいくらという基準はありません。

見陣委員

それでは、収入の基準は関係ないということでしたけど、生活保護費をもらえる条件というのはただ審査のみですか。

町民福祉課福祉係長（毎熊賢治君）

基準というか、現在収入がなかったり、生活保護の基準というのが国で定められています。例えば、老夫婦 2 人で 1 カ月標準の収入がどれくらいという基準がありますので、それに合わせて、老夫婦 2 人で月 100 千円の収入があれば、申請を出された方の年金が月に夫婦 2 人で 80 千円しかなかったといった場合に生活保護の対象になります。標準月收入額の 100 千円から年金収入の 80 千円を差し引いた差額 20 千円が生活保護費として支給しますということになります。以上です。

見陣委員

よくわからないのですが、今の説明は老夫婦の場合でしたがこの 30 世帯の中にはどうい年代の方がいますか。

町民福祉課福祉係長（毎熊賢治君）

確かに、老夫婦というか一人世帯の方もいらっしゃいます。いろいろいらっしゃいます。中には若い世帯もあります。全体的にお年寄り老人の2人世帯とか独居老人とかがいますので、大体、町内で30世帯です。

見陣委員

わかれば内訳も教えてください。

町民福祉課福祉係長（毎熊賢治君）

ここに資料がありませんので、後ほどよろしいでしょうか。

見陣委員

はい。今金額を言われましたけれどもどこまで補助をするのか。ここには医療費を除くと書いてありますけれども、収入によっては税金も補助の対象になりますとか。そこから辺の基準はありますか。

町民福祉課福祉係長（毎熊賢治君）

ここに挙げております生活保護費（医療費等を除く）とありますのは、生活保護の中には住宅扶助、生活扶助、介護扶助、医療扶助、教育扶助等数種類あります。単独でこの人には医療扶助を行いましょうとか、この人には教育扶助を行いましょうとかそういうのはありません。ひとまとめにしてその世帯について生活保護をしますということになります。そこに子どもがいたら教育扶助が発生しますし、介護費用が発生するなら介護扶助をしますと。例えば、医療扶助ですがこれは入院されたり、通院などが発生した場合には医療扶助を扶助しますよという形になります。

見陣委員

はい、わかりました。

木下委員

行政実績報告書の38ページの総合福祉保健センターの管理業務委託費が15,129千円15年度に比べて1,000千円ほど上がっていますがその内訳と、利用状況が15年度と比べると3,000人以上減っているようですがその内容について説明してください。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

総合福祉保健センターの管理委託料の内容ですが、しおさい館の植栽管理委託料として155,980円。それから、夜間警備委託料として1,070,850円。これはそれぞれ社会福祉協議会に委託しています。館内の清掃業務委託料として1,412,400円、社会福祉協議会のほうに委託しています。それから、電気工作物の保守業務委託料として九州電気保安協会に432千円、深夜の機械警備の委託料として富士警備保障に504千円、建物の管理業務委託料としてスワンという会社に10,924,200円、浄化槽の維持管理業務委託料として太良清掃社に630千円。それが内訳となっています。

それから利用状況ですが、委員ご指摘のとおり、15年度の47,130人から16年度は43,789人と減をしています。

木下委員

なぜ減ったのですか。その中身は。原因はわかりますか。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

マンネリ化というか、施設が出来て大分経ちますので来館の人が固定化してきたのではないかと思います。主に年配の方たちばかりですので、これからは若い人から子どもたちまで来ていただけるように検討したいと思います。

木下委員

先程の説明の中で委託料の内訳の説明を聞きましたが、概略として、この管理委託業務が15年度で14,177千円と16年度で15,129千円と、この100万円の相違の説明をお願いします。

決算審査特別委員長（末次利男君）

審議の途中ですが、昼食のため暫時休憩します。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、委員会を再開します。答弁漏れをお願いします。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

先程の木下委員のご質問にお答えします。

16年度と15年度の委託料の差ですが、建物管理業務委託料の中で臨時整備業務ということで、平成16年度のみに浴槽濾過、濾過器の濾材交換と浴槽、浴槽水配管薬品洗浄、それから地下タンク機密漏洩検査、以上の業務を行っています。その分がその差額になっています。

木下委員

主だった今の説明は16年度に限って増えたということですね。はい、わかりました。

岩島委員

先程の内訳の説明の中で10,924,200円というのはどういうことですか。1,000万もというのはいは。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

これは建物管理業務の委託料です。

岩島委員

口で言うとは簡単ないどん、内容を詳しく教えてください。管理業務というぎ何ばせんといかんと。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

建物の中の熱源設備、地下オイルタンク、氷蓄熱設備機器、空調設備、防災設備、昇降機設備、給排水衛生設備、排水管高圧洗浄、害虫駆除、空気環境測定、自動ドアの点検、特殊建物、特殊建築物の調査、建築設備検査、以上です。

岩島委員

それは一業者ですか。業務内容によってそれぞれ違いますか。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

施設管理業務については1社です。

岩島委員

その1社の契約の方法は入札かなんかですか。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

入札でしています。

岩島委員

入札の指名業者は何社ですか。入札であるのになんでこんなにかかるのかと。毎年この経費はかかるとでしょ、大変ですもんね毎年1,000万もかけていかんといかんというのは。この経費について節減の方法等は検討していますか。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

入札の指名業者は7社です。それから、この建物施設管理業務委託契約ですが、総合福祉保健センターが特殊建築物となっていますので、これは必要な業務になっています。

助役（木下慶猛君）

補足説明ですが、このような消防法に基づくもの、電気で動くわけですから管理の資格を持たないので、総合的にカバーする会社を7社選んで入札をさせるわけです。それぞれに分担する方法もありますが、総合的に出来る会社を選んでいます。

議長（坂口久信君）

それでは経費削減の方法を教えますので、例えば今項目を挙げられましたね、福祉施設が特定の施設という事でいくつかの項目があると思います。その中で例えば、毎年しなくてはいけないのか、2年に1回で良いものとかあると思いますので、それを毎年の項目から減らして2年に1回するようにするなどをして経費節減をしてください。それだけでもいくらか違うよ。もう一度、内容の検討をして業者と交渉をし、経費削減をすると。単純な事です。我々もやっています、民間の意見や手法を参考にするなどしてもっと検討してください。

恵崎委員

その管理業務委託のここ四、五年の推移を教えてください。ほとんど同じ業者なのか、毎年変わっているのかその辺が大事なところです。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

最初から同じ業者です。

恵崎委員

金額はどうか。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

15年度が10,115,700円、16年度が10,924,100円、17年度が10,193,400円です。

恵崎委員

業務は3年間全く同じでしょう。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

はい。16年度だけは先程言いましたように、随時整備という事で、浴槽の濾過器の土台交換とか、浴槽水搬管の薬品洗浄、地下タンクの機密漏洩検査で90万円程度つけています。

恵崎委員

その辺は、今議長が言ったように話し合いをして同じ業者がしているんだったら、もう10年しているんだったら初めてするのと違って仕方もわかっているわけですよ、削減の方法で話し合いをして入札方法とも改善努力をしてください。

町長（百武 豊君）

新宮君、今のは11年度からずっとあるでしょう。それを言ってください。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

トータルの管理業務委託しかわかりませんが。

町長（百武 豊君）

11年度からしているから去年と同じではいけないと、去年より安くないと外の業社のいさせるといっている。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

業務内容等検討いたしまして、契約については安くなるように努力したいと思います。

木下委員

実績報告書の39ページの児童措置費の中で、飯田保育園の1人に対しての金額、それから、共生保育園の2人に対する金額の差額についての内容説明をしてください。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

飯田保育園の1名は0歳児で金額が上がっています。それから、共生保育園の2人については二、三カ月間通園をされていたということで1年じゃないということでこういう金額になっております。

木下委員

もう一つ下の母子福祉費の母子家庭の医療助成費で16年度275人、15年度239人と30名あまり増えていますが、その下も一緒に、前年度59人だったのが71人とこのよう

に母子家庭がどんどん増えているということは、一方では、財政が不便をきたしていると思いますが、さっき、担当の方に説明を聞いたわけですけど、児童扶養手当についての資料をもらえれば良いのですがどうですか。そして、なぜこのように増えているのですか。増えた理由を分かれば教えてください。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

児童扶養手当等の資料については、パンフレット等ありますので後でお届けします。それから、増えた理由については、确实なところは判断しかねますが、離婚等が増えたことが原因ではないだろうかと推測しています。

木下委員

これは県からのひも付きもあるうかと思いますが、あまりにも母子家庭を優遇しすぎて、どうかした人と一緒に居るよりは離婚して、母子家庭になったほうが良いように思えたりする。弱者救済は日本の特異な性質ですが、私が民生員をしていたときにある母子家庭を訪問してみると夜に電気がついていない、どこに行っていたかというカラオケに行っていた、また違うときに行ってみると、今度はまた違う人とカラオケに行ったりとかということがある。母子家庭になった人が再婚したということはあまりない。こういうのは見直さなければならぬと思いますよ。まあ、参考ですけど。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

国、県の制度にのっとって行っていますが、委員会でこのような意見、指摘が出たという事は県の担当の方に報告をしたいと思います。

坂口祐委員

同じく報告書の39ページの の児童措置費、保育所運営の件ですけど、いふく、多良、松濤保育園の定員がオーバーしていますが、簡単に二つだけ、この定員を定めている目的はなんなのかというのが一点目、次に定員をオーバーしていますよね、上から三つの保育園は。何人までオーバーして良いかという規定があるかないかを教えてください。

町民福祉課福祉係長（毎熊賢治君）

先ほどの質問にお答えします。

いふくと多良、松濤保育園の方で定員がオーバーしているということですが、まず定員の定め方ですが、施設の面積、保育士の数等により定員を定めています。それに対して、実際の入園児がオーバーしているということについては、基準以上に保育士の数を少し多めに雇っていて、まだ余裕があるよという場合には前期(9月まで)に対して1.15、後期(10月から)に対して1.25まで入所させても良いという規定がありますのでそれに準じて行っています。

坂口祐委員

現状を考えると、保育園が勝ち組で幼稚園と児童館がすごく厳しい状況なんですよ。良いサービスにお客が集まるということであればそれはそれで良いし、保護者の方がそ

こに入れたいというのであれば入れてあげたいと思いますが、一方で、幼稚園と児童館が非常に厳しい状況で潰れる状況かもしれない。できれば、定員があるのであれば今の状況であればバスで送り迎えや保護者の方が送り迎えされていますから近いから絶対そこに行かなくてはいけないという問題ではない。そこがサービスが良いからそこに行かれている状況だと思います。できれば、このオーバーされた方が児童館とか幼稚園に行けるような啓発が出来ないだろうかと思います。規定では1.15、1.25以内に収まっていますので問題はないかと思いますが、そのような指導は出来ませんか。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

たぶん保育園の利用が多いというのは、保護者の勤務形態で、特に最近は共稼ぎが多いので保護者が仕事が終わって帰ってくるまで預かってくれる保育園というのがありリーズナブルだからだと思います。指導及び助言等ですが、民間企業なので運営等についての町の児童福祉の立場からの指導は可能かと思いますが、利用者の方を割り振るなどの事は現実的には難しいと考えます。

坂口祐委員

確かに保育園のほうが延長保育があったり需要というのはわかります。共稼ぎというのも現実あると思いますが、実際、見渡すと僕の身近にも仕事をされていない方でも保育園にやられている方も確かに沢山あります。制度上はどうか手続きをとられていると思いますけれども。せっかく定員というのがあって、面積はそう広くは出来ない、保育士は増員をすることが可能なんですよね。面積が限られているという事は、やはりそれに適した定員というのが定められていると思います。ですから保育園に指導して、できるだけ定員に収まるような方針でやっていけないですか、という願いをされたら、定員をオーバーした保護者の方の方はじゃあ、幼稚園、児童館にお願いしようかという事になるんじゃないかと思います。ですから、そういう指導というのはできるんじゃないかと思うんですけど。

町長（百武 豊君）

これは、今幼保一元化があっているのは、大体、保育園のほうが制度として恵まれている。今はないかもしれませんが、以前は定員以外に闇で入れたりしていた経緯があるわけですからね。幼稚園はそれが無いからやはり幼保一元化なんていうのはそれにさっき言われたようにつぶれたりしたら、今度は町で考えなければならないですからね、そういったこともある。それともある町がやっているように幼保一元化の制度を入れなければならないかね。文部省と厚生省の違いですから制度がまず違う。

元は杉崎町長るとき、闇運営者を田川が絶対やいゆっけんこれは厚生課から移さんと言われたができなかった事実があります。新宮君もそういう要請があっているけれどもなかなかこれはお金にまつわる事だから闇でも納めて入園させたいというのが父兄の要望がありますが、恵まれている制度なんです。なかなかうまくいかないのが実態と思い

ます。根本的に国の制度として考えなくてはならない問題だと思います。うちに金があれば、幼稚園にも児童館にも同じように補助をするようにすれば平等にいくわけですが、それでもね。

決算審査特別委員長（末次利男君）

そういう考えじゃなくって、今の質問は、親の都合で制度は制度だから、ほんの身近にある江北町あたりは、制度を先取りして両方の看板を掲げているわけです。将来のキャパシティというのはどうしても下がってくるわけでしょう。少子化で、野垂れ死にするんだと、そして保育園だけ一元化するんだという質問ですよ。だからですね、就学前の教育とはどうあるべきなのかということを考えて適正に指導すると、町民福祉課だけに言うのは刻ですが、教育委員会と連携して前向きに総務常任委員会でも視察をして提言をしています。そこら辺の進み方はどうなっていますか。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

幼保一元化の件については、町内の保育園の園長さんたちと話し合いを持った事があるんですが、県下の保育園の協議会は幼保一元化には反対だというような立場をとっています。

決算審査特別委員長（末次利男君）

保育園はそうでしょうが、教育委員会と一体となってやりなさいと。保育園は園児を取られるのですから。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

そういうことがあって、幼保一元化の協議は時期尚早と考えています。

決算審査特別委員長（末次利男君）

あなたの対場はわかりますが、しかし、教育委員会の立場としては何とかしてくださいというのが立場でしょう。そこを一体的に縦割りじゃなく、全く変わらないことをしているんでしょう。勝ち組、負け組みではなく、平準的に将来を考えてどうあるべきかということをお互いで考えなければならぬのではないですか。縦割りでしているならばいつまでもたってもそうですよ。基本的に幼児教育はどうあるべきなのかということをお互いで検討していかないといけない。

助役（木下慶猛君）

さっき町長も言いましたが、定員よりも多く入れるようになったのは何年から。前はダメやったもんね。社会の情勢がそうだったけんが最高3割くらいまで入れてよかてなったばってんが。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

つい最近です。

木下委員

実績報告書の36ページ。民生費の中で、県から直接給付の生活保護費、医療費等を除

くと30世帯、これはどういった世帯の内容ですか。

町民福祉課福祉係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

大まかに30世帯の分類がついています。高齢者と母子世帯、障害者世帯、その他となっています。内訳が高齢者世帯が15世帯、母子世帯が2世帯、障害者世帯が6世帯、その他が7世帯となっています。その他の世帯というのは、高齢者の方もいるし、若い方もいると、一般、高齢者でもない母子家庭でもない方がその他になっています。

木下委員

この人達は全然所得がないわけでしょ。それから、大体月の平均いくら給付されていますか。

町民福祉課福祉係長（毎熊賢治君）

平均というのが出しにくいと思います。収入が全然ないというのは、収入が例えば、高齢者の2人世帯で10万円という基準があったなら、その基準に届かない場合に支給されます。例えば基準を収入が上回った場合にはもう廃止になります。平均的にいくらかと言うのはちょっと出しにくいと思います。

吉田委員

さっきの説明のとき、資産を持っていてもそれが処分できない場合は、そのままが良いといわれましたが、農地を持っていたとしても、今の状況では簡単に売れないと思います。別に何もなしに随分売ろうとしたけれど売れなかった場合は、例えば宅地にしてもそうですが、そういった場合はそれで済みますか。

町民福祉課福祉係長（毎熊賢治君）

今まで、私が係になってから県のほうと連絡を取り合って生活保護を開始になった人が土地の処分をされたという事は聞いていません。大体、生活保護の申請をされる方というのは、売ったりするような資産を持たない人がほとんどなので、自分が今住んでいる宅地とかのほかにも持っておられた場合、それは早急に売りなさいとなりますけど、今自分が住んでいる宅地とか、農地については今すぐどうこうとはなかなか出来ない状態ですので、申請された場合には農地等についてはそのままという事です。

恵崎委員

42ページの清掃費のところゴミ処理状況ということで、可燃物、これは過去14年度から減っているわけですのでこれは良いことですが、これは太良だけ良かいですか。杵藤地区全体で良かいですか。全体のトータルの動きはどうなっていますか。

環境水道課環境衛生係長（中川博文君）

すいません、杵藤地区全体については、今、手元に資料を持ちませんので後程よろしいでしょうか。

議長（坂口久信君）

36 ページの下のほうの敬老会の事業祝金・健康老人表彰ということでここに上げてありますが、今、新聞等でもにぎあわせていますが、ある市町村によっては少子化対策事業対策に予算を回してこっちは辞めてというような格好で、少子化対策のほうに結構予算を回しているような事が新聞等に載っていますが、こういうことを太良町は老人達とお話しをしてそっちのほうに回すことは出来ないかどうか。

町長（百武 豊君）

もちろん国家的にそういう時代で、優遇ばかりであり恵まれておるといふ論議をやる人が非常に多くなってきてますからね。特に今の猪口さんたちはそれで少子化問題をもっともっと、英国のサッチャーみたいな総理になりたいといった女ばってんが。そういう動きがないではないんですよ、だから、町においても老人関係のものはかなり少しずつカットしていっているのが現状ですからね。しかし、それを全て少子化にまわせるかというところではないですから、方向性はそういうふうな方向に進んで行くと思いますが、敬老祝い金なんかもずっとカットしていきつつありますからね。一番良いのは、国は 800 兆借金をしているんだから、本当を言えば、これはしかられるかもわかりませんが、敬老年金、あるいは年寄りの施策を半分以下に減らして、少子化のほうに向けるという、理解の元に条件付の措置であればいいのかなと、これはやはり政策として出していかなければならないと思います。

議長（坂口久信君）

町長はそう政策していかなければならないという事ですが、老人の方たちと話をしていると、自分達の分は良いから少子化のほうに回してくれというような話し合いの元でそういう方向に持っていったと新聞にも載っていますが、そういう場を持ってもらってお年寄りも裕福な人ばかりではないと思いますけれども、やはり考え方として少しでも子育てができるとか、少子化対策のほうにもっていければ、また、持っていくようにしなければ今後どんどん減っていくような状況で、年寄りだけが多いような状況です。執行部ははじめ話し合いを持たれて、よそは先駆けてそのような方向にどんどん突っ込んでいっているわけですから、私たちのところもお年寄りが非常に多くて、そういう風に削るわけにはいかないところもあるでしょうが、そういう方向に前向きに検討してもらえればと思います。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

敬老祝い金と健康老人表彰金については 15 年と 16 年度は同額ですが、17 年度の予算についてはこちらの半額という事で老人の方にご協力をいただいて予算措置を半額にしています。

議長（坂口久信君）

今のはあくまでもただの削減であって、削減する事が良い悪いを言ってるのではなく、削減は削減として、やはり老人の理解が得られればそっちのほうに回して、老人が私た

ちは全部削って良かよと、子ども達のために私たちの孫のために使ってくださいというふうに新聞等には書いてありました。反対にそういう人の対応をしてくださいとっているわけです。ただ、予算がないから減らそうというのではなく、町民の意識改革というものを促してもらいたい。

竹下委員

敬老会が、今まで太良町を背負ってきた老人さんたちのという事を含めてでしょうけど、町長が両方行くという想定の前、今年都合があって町長はいらっしゃいませんでしたが、もう少し早めにするか、助役さんと交代とかしてされないのか、その中で、私個人としては弁当は要らないと思います。議員まで弁当をもらってとかでなく、もう少し時間を早目にして、私たちは余興の時とかはないので、老人さんは弁当を食べながら余興など見てゆっくりされて良いので、その辺の考え方ですね。

もう一つは42ページのドライバー休憩所ごみ収集委託料2,418千円。これは、かなりかかるなあと思いますが、年間通じての算定基礎の仕方と、15年度はないようですが、16年度から始まっているのかどうか。それと、ごみ収集の問題で、年々減ってきて良いことだと思いますが、逆に不法投棄が増えているという感覚はないのかどうか教えてください。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

敬老会の運営については上司に相談してから。

町長（百武 豊君）

弁当とかの問題は町で出来る問題ですからね、これからはそういう方向に向かっていきます。ただ、政策的に少子化問題を考えるというのは国が考えてもらわないといけない。例えば、年金は普通の人で10万ながしもらいおっでしょ、介護費用を引いてもですね。これもやはり、少子化の目的税として2カ月に1回10千円ずつ協力してもらおうような制度を作る事が一番良いんですよ。うちにも2,800人ぐらいいるんですから、2カ月に1回10千円かけたらいくらになりますか。そういう制度を一国の総理は政府は考えていけないといけないと思います。そういったことは町では考えられませんからね。国民全部が痛み分けする制度を国として国家的に考えてもらわないといけない。弁当を減らすというようなそういったことは町で出来ますから。方向性がそういう方向にいていますからね。

竹下委員

老人の弁当云々じゃなく、私たちがいないという事で、もう一つは行程として、町長が大浦地区で1回式をしてから、多良地区にという行程だったと思いますが、それで昼に掛かるので私たちにも気を使って弁当が来るのではないかという気がしていたものですから、そういうことで助役との交代では出来ないのかなと、小中学校の入学式ではありませんが、それがやはり今まで太良町を背負ってきた老人だからという事で町長自

ら行って両方努めるんだという事かと思いますがそれはそれで良いんですが。

町長（百武 豊君）

それは心の問題ですよ。それは大いにやるべきだと思いますが。

環境水道課環境衛生係長（中川博文君）

ドライバー休憩所については、陣ノ内、波瀬ノ浦、野上の3カ所ですね。積算根拠としてはドライバー休憩所の清掃及びごみ収集とで、人件費と車輛費が積算基礎になっています。15年度も実施して、16年度も実施しているという状況です。

不法投棄については増えているかということでしたが、今の現状では増えてるというより横ばいかなという感じを持っています。

以上です。

吉田委員

今の42ページの不法投棄で930千円という処分料があがっていますが、これは不法投棄というのがどのような形で見つけれられたのか、通報があったのか、それとも係が発見したのか。横ばいという事でしたが、どういう見つける段階、調査というのがわからないのですが、どういう状況ですか。

環境水道課環境衛生係長（中川博文君）

不法投棄の件ですが、まず通報者は一般住民の方、後は廃棄物対策委員ということで5名ほど任命しておりますので、その人達がパトロールとかされた場合に通報があります。また、私たちが町内を回る際に不法投棄がないか、またいつもしてあるような場所に見に行ったりしています。

吉田委員

16年の場合はどういう状況でわかったのですか。

環境水道課環境衛生係長（中川博文君）

16年度につきましては住民の通報が一番多かったと思います。後は、職員と廃棄物対策委員のパトロールですね。件数的には何件もあっていますので、1件だけじゃないということです。

吉田委員

不法投棄である程度まとまった量、それから、当然捨ててはいけないものそういうものはわかりますが、今の全体的に見た場合、道路沿いに空き缶を捨てたり、ビンを捨てたりといろんな事が大きな道路沿いには沢山ある、それとか火葬場のところとか。そこに捨ててあるところを見つければ、たいした量ではないので自分で持っていけばそれで済むんですが、自分のことをあんまり言われんですけど、今年は田んぼを刈っていたらあきびんがチェーンに巻き込んでコンバインを壊してしまいました。個人的なことなので良いのですが、そういうふうに道沿いには結構捨ててあります。もう少し強固な指導をしていかないと、車の中からもポイと捨てるし、不法投棄というような故意なもので

はないとしても缶でも捨てるし、これは町民の意識の問題だと思いますが、そういう指導ももっと進めて欲しいと思います。

環境水道課環境衛生係長（中川博文君）

委員言われたとおり道路沿いは、不法投棄とまではいえませんが空き缶とかビンとかのポイ捨てをされることが増えている状況なので、町のほうからも回覧なり広報なりもう少しするように今後検討したいと思います。

竹下委員

風配の産廃処分場予定地の木を切ってから、それは断念したという事ですが、全協のときかに夜に持ってきて、穴を掘って捨てているという話を聞いたように記憶していますがその後はどうなっていますか。

環境水道課環境衛生係長（中川博文君）

今年度、福田産業が、あそこに産業廃棄物の最終処分場を計画していたのを取り下げたという事でしたが、その後ですね、福田産業の方が何かにおいのするものをそこに運び込んでいると通報を受けましたので、9月20日に杵藤保健所から職員の方2名に来てもらってそこに捨ててあったサンプルを持ち帰ってもらって検査をしてもらっています。検査結果ですが、豚の糞の発酵途中ということで、発酵が進めば肥料になると、それで保健所としては、今のところ敷地内に肥料を蒔いてるだけなので不法投棄には当たらないという見解です。

竹下委員

そしたら、畜産業者の方は生産段階で精一杯しながら糞尿処理で引っかかっているわけですよね。それを保健所が行って良いというのは私は解せないのですが。そういう処置をしてあるわけですか。下にビニールかコンクリートをしたり上に張ったりとか、木を切ったときには見に行ったんですが後は行っとらんけんわかりませんが。これは私にはとおりません。

環境水道課環境衛生係長（中川博文君）

糞というか、肥料というか、堆肥状のものということで黒い塊ですか、そういうものが地面に一定量ふっているという感じです。そのふっているのが家畜の糞ということです。

竹下委員

振っていると言うのは散布ですかそれとも貯めているんですか。それから、今もまだ持ってきているんですか

環境水道課環境衛生係長（中川博文君）

貯めているというより畑に撒くというような感じです。敷き込みという感じですかね。一応、福田産業に保健所から確認をしたところ、将来的に植林をしたいので、今肥料をやっている状態だということです。

竹下委員

今の状態は。

環境水道課環境衛生係長（中川博文君）

今の状態は、つい最近までは持ってきていたようですが、今現在の状態については持ってきているかどうか確認していません。

竹下委員

そしたら、あそこいっぱいきれいに植林するなら全部に散布してくださいと。自分が置きたいところにだけ勝手に置かないで。おかしいですよ、それはどういう扱いにしてあるのか私は見ていませんが。私はまだ現地を見ていないのでなんともいえません。

環境水道課環境衛生係長（中川博文君）

今後も注意深く見守っていきたいと思います。

吉田委員

今言われたところ一番問題ですね、例えば畑にもやって良かですけれども、散布して何かを作るためにちゃんとして耕してちゃんとしないとダメという状況でしょ。置きっ放しですぐ振ってするといつてうっためはいかんという状況で、そこら辺の微妙なところですから、言葉上ですから、本格的なちゃんとしたものをしないと、畜産農家でさえ自分のところで自分で出来ない状況ですから。それはちゃんとしてもらわなくてはいけない。

環境水道課環境衛生係長（中川博文君）

もう一回保健所と協議して、現地を見に行つて指導のほうを保健所からしてもらいたいと思います。

決算審査特別委員長（末次利男君）

総括で出ますから、また確認をしておいてください。

環境水道課環境衛生係長（中川博文君）

わかりました。

恵崎委員

今、吉田委員が言われたように、常識的に次に山林に戻すために堆肥をふったりするというようなことはその辺はあなたの判断ではないでしょうが、保健所にもその辺をはっきり聞いて、今以上の厳しい指導が必要であればしていかななくてはならない。今の状態でしていったら匂いなどの問題も出てくっかもわからんし。私たちは山林にするために堆肥を振るというようなことはあまり聞いた事がないので、向こうは理屈はなんとでも言うかもわかりませんが、個人的には保健所の態度が甘いなど、保健所に任せているので、太良は一応今のところ見逃すというのではなくて、その辺はもう少し詳しく保健所とも詰めてください。

環境水道課環境衛生係長（中川博文君）

保健所とも連絡を取ってみます。

岩島委員

家畜保健所ですか。

環境水道課環境衛生係長（中川博文君）

いえ、杵藤保健所です。

決算審査特別委員長（末次利男君）

家畜保健所は振興のほうなので、それは。

環境水道課環境衛生係長（中川博文君）

いえ、杵藤保健所です。

岩島委員

決算資料の 102 ページの社会福祉総務費の中の国保特会（助産費）繰出金、6,200 千円がありますが、これは予算からすると大体 1,200 千円ほど残っていますが、これは何で 3 月補正が出来なかったのかということが一つ、106 ページの民生費の扶助費、これも補正はしてありますが、その時に見直したものと見直してないものとあってですね、全体的には 2,000 千円残っています。さっきの総務のときにも行っていたんですが、3 月補正するとき全部を見てやっぱり補正をすべきだという事です。ここはわけわからないので補正はしないでおこうではなく、そうすると、補正でこんなに残るという事は無いのではないかと思います。3 月補正であれば。これは総合福祉保健センターも一緒です。1,200 千円ばかり残っていますので、3 月補正をしながら残っているという事です。もう少し真剣に各細目別に見直しをすべきではないかという事です。来年度はこういうことがないようにお願いします。それから、106 ページの委託料も同じですね。委託料も若干見直しはしてありますが、残ったり残らなかったりしてありますので、補正のときはある程度近い数字でするべきではないかということです。

以上です。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

補正漏れがないようにしっかりとしたいと思います。すみませんでした。

吉田委員

同じところですが、これは私が忘れていたのだと思いますが、繰出金のところで最終的な答えは合いますが、各国保特会の保健基盤安定保健税軽減分とか分かれてますね、それが実際のものとの額が少しずつ違ってきて最終的な額はありますが、それはどうしてですか。

健康増進課長（江口 司君）

100 ページのところですか。

吉田委員

はい。うえから 1 つ 2 つが違いますね。

健康増進課長（江口 司君）

保健基盤安定保健減税分ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）国保の分で、国民健康保険税の軽減世帯がありますが、7割軽減、5割軽減、2割軽減ですけれども、その軽減分の繰出金ですけれどもトータル的にですね、・・・（「すぐ、出ますかね」と呼ぶ者あり）後でよかですか。

見陣委員

行政実績報告書の41ページの入院費のところですが、ここに説明が書いてありますが、これはどういうものですか、補助金ですか。（「繰出金ですね」と呼ぶ者あり）これは、40ページの予防費と関連はありますか、全く別ですか。

健康増進課長（江口 司君）

病院特別会計繰出金については、病院が使う分を、国保の指定病院が太良病院になっているもので、それで、社会福祉費の方の民生費の方から出しているという事ですね、内容はですね、病院事業の収益事業繰出金ですけれども、これが48,998千円。それから、病院事業の資本繰出金が63,910千円。そこが、収益と資本ということで分かれています。112,908千円というようなことで。内容は病院が直接使う分です。太良病院が国保の指定病院になっているので町を経由して繰入をしているということです。

見陣委員

今の説明ではよくわからないのですが。これには検査とか検診とかで載っているんですよ。検査料審査料の問題とはまた違うんですか。今言われたとは。国保からの補助の分ですか。

健康増進課長（江口 司君）

それはですね、40ページの　　までがですね、保健事業の方でやっているわけですね。健康増進のほうで。　　については、先ほどから話をしており、太良病院の繰出金ということで、事業運営的なものですよ、収益事業と資本事業で分かれていますけれども、その分を病院のほうから予算要求があった分を健康増進課のほうであげて支出をしていると、直接は病院関係でやっている。内容は良かですね。

見陣委員

簡単に言うと赤字の分を補填しているという事ですか。それとは違うとですか。

健康増進課長（江口 司君）

例えば、病院事業繰出金が49,502千円ということで、病院会計関係繰出金の収益勘定ということで53,567千円、地域医療サービス、これはマイナスです。病院事業繰出起債元本ということで621千円、本工事費ですね、その辺、中身はいろいろあるわけですがけれども。

決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑がないので質疑を終了します。

入れ替えのため暫時休憩します。

午後 2 時 05 分 休憩

午後 2 時 18 分 再開

決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、委員会を再開します。

次に、労働費から農林水産業費及び商工費まで、決算書 129 ページから 162 ページまで、行政実績報告書では 43 ページから 50 ページまでを審議します。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

《 労働費・農林水産業費・商工費の概要説明 》

決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

岩島委員

行政実績報告書の 47 ページ、健康の森整備費の委託関係が、全部で約 5,000 千円程度あがっていますが、これはどこに委託されてどういう仕方をされているのか説明してください。

農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

健康の森公園の委託料の件ですが、二つの種類からなっています。一つは、公園の維持管理費という事で人を配置しております。これが、2 名配置しております、月に 15 日従事していただくというようなことで、これを森林組合に委託しております。これが 2,928 千円です。

もう一つが、公園内の下刈りの整備委託ということで 2,023 千円委託しておりますがこれは公園内の下刈り除葉に充当いたしています。これも森林組合に委託しています。

以上です。

農林水産課林政係長（大岡利昭君）

一つ訂正ですが、維持管理の委託先ですけれども、去年は大橋恒産に委託しています。

岩島委員

16 年度は大橋恒産ということですか。

農林水産課林政係長（大岡利昭君）

はい16年度は大橋恒産ということです。

岩島委員

そうすると、今2名で月に15日という事は。

農林水産課林政係長（大岡利昭君）

すいません、維持管理委託ではなく、下刈り等が大橋恒産ということになっております。

岩島委員

ちょっと待ってください、清掃等の維持管理委託料2,900千円は森林組合でしょ。（「そうです」と呼ぶ者あり）下刈りが森林組合と聞いたけれども、それが大橋恒産だという話ですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）それでは、清掃維持等の管理委託料の計算の仕方と、15日出勤したかどうかの確認はどのようにされていますか。

農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

委託管理の積算ですが、これは先ほど申しあげましたとおり2人が15日、単価が6,100円で計算をしております。これが12カ月で2,196千円となっています。あと、諸経費、労災保険、林業退職者協議会保険、社会保険料等含めまして諸経費が26.98%、592千円相等積算をしています。あと、消費税が5%、139千円相当になります。合計が2,928千円ということで積算をしています。

岩島委員

何年か前は、森林組合などに委託せずに直接町が雇っていましたね。その時と今と比較すると町にとってはどちらがいいですか。

農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

確かにご指摘のとおり、以前は役場が直接民間の方と契約をしていました。そのとき問題になったのが、時期的に一度に維持管理をしたほうが良いというようなケースですね、例えば、人が来る5月の連休とか、そういうときに2人で1週間10日かかってやるのは、ちょっとばかり現場の方に順次でやらないとなじまないと、森林組合であればそのような事態が発生すれば、労務班が動員して20人、30人でも来れると、そのほうがお客さんの目からは端的に整備が出来るというようなことの問題点があったために見直しをして、森林組合のほうに委託したというような流れになっています。

岩島委員

今6,100円としてありますが、その他の経費が26%の金額は今まではどうなっていましたか。

農林水産課長（金子武夫君）

その場合はですね、町が直接労災保険等を負担します。それから、もう1点は検討課

題として残ったわけですが、森林組合のほうが太良高校の卒業生を採用しているという計画の持ち合わせがありました。そういうふう採用するに当たって、補助対象事業、枝打ち等、間伐等いろいろあるわけですが、林業関係の事業にですね、補助対象事業以外の作業にもそういうふうな新しく入った人達を雇用してくださいというようなことをすることによって、新規雇用者に対する助成があったというようなことで、森林組合のほうからも新卒者なんかの働く雇用の場として要請もあったということです。

岩島委員

もう一つはですね、整備委託料の下刈りの問題、大橋恒産にされたというのは両方から見積りを取ってしたのですか、それとも一方的にこれだけでしてくださいという事でやったのですか。

農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

競争見積りです。

議長（坂口久信君）

それに関連して47ページの多良岳横断林道沿線整備事業委託料と50ページの竹崎城の管理委託料ここにあがっていますが、それに比べれば、ここは管理者を一人置いてしていますが、委託料も業者委託して払っていますが、ここについては非常に値段的な差がありますがこの辺についてはどうですか。

農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

健康の森の整備委託につきましては、本来は維持管理費といった場合には公園の維持管理は、そういうふうな委託者に見回り等してもらう金額ですが、あと、整備費の下刈り等の整備はですね、本来は一般的な公園の維持管理費とは別にですね、林業経営上、必要な下刈り等するようなケースの部分もありますので単純に金額を比較しにくいところがあると思います。しかしながら、下刈りにですね、公園であるために見栄えを良くするためにしている部分もありますので、今後は単に下刈りを年中行事的にするべきなのかそこらへんは検討が必要になってくると思います。

議長（坂口久信君）

今課長はそう言われますが、例えば、健康の森の下刈りが年に何回されているのか、そして、右のほうは何回されているのか。例えば、上2人を15日ずつ、竹崎城址は1人を毎日月極でしていますが1日5,000円ぐらいだったと思いますが、多分1,000円ぐらい違うと思います。そこらへんのいろいろ言えば、資格とかいろいろあると思うんですけど、竹崎城址の人も毎日便所掃除などもしています。健康の森のほうはどのようなことをしているか全くわたしたちは解りません。そういう状況の中でなんでこんなに開きがあるのだらうと思います。まず50ページについて説明してください

企画商工課長（岡 靖則君）

50 ページの竹崎城址管理の委託料ですが管理委託料 1,247 千円については、1 日の日当 6,120 円の 25 日の 12 月、1,836 千円の 3 分の 2 を町が出すと 3 分の 1 を観光協会から補うと、それに傷害保険料が 22,680 円で 1,246,680 円になります。それに、花壇の管理については年 6 回剪定等をしてもらって、年の途中、草払いで 10 人と、それと種子代とか肥料とかを入れて 1,227 千円を計上しております。

議長（坂口久信君）

農林水産課長聞いておいてください。そういう厳しい状況、観光協会が金がないないという中で人件費を負担しなければならない状況、一方、健康の森のほうは保険料等全て町が見ている状況で果たして今後良いものかどうか、この人達がどの位しているのか一生懸命してもらっていると思うけれども、そういう状況の中でこの開きですよ。そういうところをきちんと調べて、下刈りにしても年何回されているのか、こっちは年に 6 回してこの値段、種子や肥料まで買って花をきちんとして清掃もしてですよ。今年はあたりは竹崎城址のほうはカットもされとっわけよね、はっきりいうて。今、ここ 1,247 千円と書いてありますが、この辺のその負担というのは、我々がボランティアでしても良いのですが、旅館組合が削減されて年に 2 回ボランティアで草払いをしたりしているわけですよ。そんな状況の中で、健康の森の方はのうのうとして委託してそのままの状況で良いのかどうか。

農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

とりあえず、現状環境をもう一回説明しますと、森林公園が現在約 30 ヘクタールあります。その中で約 20 ヘクタールの下刈り除伐を年に 1 回やっています。

もう一つ森林公園の管理委託の方は 30 ヘクタール全体を年間通して維持管理をやっていただくと。下刈り委託はあくまでも森林組合が人数を 20 人、30 人で一度に下刈りをするケースになるわけですがけれども、年間通した維持管理は 30 ヘクタールを対象に、現地を見ながら管理人の判断で草払いなり便所掃除なりいろいろなことをやっていることと、もう 1 点は現在 2 人の 15 日としていますが、森林組合に委託する前は 25 日ということで委託をしていました。そこら辺もこれまでどおりの管理委託は経費が高つくということで見直しを図っておりますが、今もご指摘がありましたように、白浜海水浴場、展望台等の維持管理問題等も含めてこれは上司とも検討していく課題の一つではないかと思っております。

岩島委員

その森林公園の委託の基準というのは今の説明でわかりますが、作業日報かなんかかってきちんとされているのかどうか、人の話によるとそれほどには働いていないという話もあっているのですが、その辺の確認はどうようにしてされていますか。

農林水産課林政係長（大岡利昭君）

お答えします。

管理等については、月末の分を翌月の15日までに日誌として出していただくという形になっています。それで、月に15日ですので、だいたい日曜日等をお願いしたいのですが森林組合が休みなので、土曜日と月曜日を主に出していただいているような状況になっています。私たちもたまに現地へ出向いてその辺の確認をしている状況です。

以上です。

岩島委員

日報かなんかとしてピシッと確認をしていきおらんと、ただこういう計算だけでポツといくらよと契約しているようだといまから先はざっといかんと思うんですよ。だから、実際決めた分働いているのならいいですが、どうも話を聞けば、そぎゃんなんのという人がある。その辺の確認をきちんとやらしてもらわんといけない。ただ、日報だけで誰と誰が何時間働いたというくらいでされているのか、森林組合からポンと渡されただけなのか、その辺をちょっと説明してください。

農林水産課林政係長（大岡利昭君）

お答えします。

具体的な指示等については森林組合のほうでやっております。うちのほうから緊急的にこの分を急いでやってくれといった分についてはうちのほうから指示してやっております。日報につきましては先程言ったとおり、まとめた分出してもらっているという状況ですので、日々の日誌については出されていないという状況です。

以上です。

恵崎委員

文字で言うと、去年は健康の森維持管理業務賃金ということで2,196千円、今年は清掃等維持管理委託料で2,928千円と、732千円増えているわけですね、増えているということは去年よりも当然よく管理しないといけないのは当たり前のことであって、ここ数年この問題が出たのは私の記憶では、とにかく経費の削減という事で質問があったと思うわけですよ。

そういう中で、経費をわざわざあげてまでもこういうふうに変更されたというのは、仕事の内容が極端に違うのか、文字も違っていますけどね、委託料と業務賃金ということで。下は大体健康の森下刈りということで整備委託一緒ですけども、この辺のことが一回一回変わってきているのは業務の内容が極端に違うのかどうか。そして、732千円金額的には増えているわけですよ。当然、良く整備しなければならぬのは当然であって、そこまでして前の分よりこれだけあげる必要があったのかその辺の説明をお願いします。

農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

前年までが賃金という事で、町から直接個人と契約をしておりましたが、今回からは委託料として森林組合と契約をしたわけですが、経費が増えた大きな理由は先程言いました諸経費の部分ということです。しかしながら、直営で賃金でしていた場合も別途労災保険等予算を計上をしています。実際、直営から委託に変えた大きな根拠の部分ですが、重複しますが先程の森林組合からの依頼があったと言いましたが、高卒の職員を採るに当たって補助対象でない事業に行かせなければならないということで、試験的に森林公園にも高卒の職員を試験研修として作業をさせたいということを経営組合からも委託の要請があったというのが一つの理由になっています。

それから直接個人と契約するに当たって、これ、人事関係になるわけですが、一回契約すれば既得権的な部分が発生してきたという事もあって、そこは森林組合に委託すればそこに来ていただく職員は常に確保できるという問題点もクリアできるということで見直しをはかったという事です。

恵崎委員

去年の分は直接雇っていたので保険料は別に払っていたと、その分と含めてはコスト的にはどうですか、それでもこちらの方が保険料が高く払いおったけんがこれが安くつくわけですかね。今年の方は全部含まれているわけでしょう。

農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

基本的には森林組合に委託することによって諸経費は増えています。直営でした場合には労災保険料等は町が払いますが、森林組合の労務班を使う事で林退協の保険料、社会保険料等が新しく増えて諸経費率が26%相当になったという事で増えています。

恵崎委員

去年の分の別に保険料なんかは払っていたといわれたので、単純に金額的にどっちが高くなっているかと聞いているのですが。

農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

直営の場合が労災保険料が5.9%になっています。あと、森林組合に委託することによって林業退職者協会というのがあるわけですが、これが3.7%増えています。そして社会保険料が12.8%、こういうふうな費用が増えています。

恵崎委員

今年が。

農林水産課長（金子武夫君）

はい。

木下委員

実績報告書の47ページの健康の森のここ二、三年の利用状況をちょっと教えてくれんですか。それと、50ページの竹崎城址展望台のね、年々、万という利用者が減ってきているわけですが、これの内容状況、それと今後のどのような考えを持っているかについて質問します。

農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

森林公園の利用状況ですが、14年で5,000人、15年で3,144人。16年で4,944人となっています。

企画商工課長（岡 靖則君）

竹崎城址の利用人数は14年度から16年度に掛けて人数が減っているという状況にあります。これについては管理人が変わって若干数字のとり方が違うという事もあると思います。竹崎地区の観光の一番の目玉という事もありますので、今後とも有効活用して観光客の誘致のためには利用を図りたいと思います。

木下委員

健康の森の利用状況ですが、これだけ投資をして森林組合の方も大変頑張っているんじゃないかと思いますが、もっと利用効果のあるような方法がないのでしょうか。

農林水産課長（金子武夫君）

この事業はもともとが国の方の事業で、佐賀県が生活環境保全林整備事業として約3億円相当で、あそこは以前はし尿処理場として荒れていたのを回復環境整備をさせていただいたという流れがあります。

現在は、国が指定している保安林の中で保健休養林というような目的もあわせて持っています。そういうふうな意味で人数は少ない部分があります。その点を私たちが増やす手立てを考えなければならぬという部分と、現在の行革の問題でこのまま継続すべきかどうかという部分で、今まで何回か研究をしたわけですがけれども簡単な特效薬はないと現在上司とも協議をしていますけれども、17年度で遊具を一部補修しています。しかしながら一番大きな草スキーに関しては補修をしないと、現在は大規模改修はしなくて張り合わせの修繕で現在使っています。これが、安全面で不安が出てきた場合には草スキーについても廃止したらどうかと上司からも言われておりますから、そのような時点があれば当然そのような問題が課題としても残ってくると思います。

岩島委員

実績報告書の49ページの赤松橋公園の清掃委託費はどこに委託してあるのですか。まずそれを。

企画商工課長（岡 靖則君）

シルバー人材センターに委託しています。

岩島委員

先程の件で、環境衛生課だったと思うんですが、例えば、糸岐の駐車場の管理とかどっかの公園の管理とかというのがありましたが、これはシルバーセンター、これはどこかのように清掃活動をあちこちに委託してありますが、このようなものを総合的に考えて、シルバーならシルバーにするとかに一括して委託し、今よりは1割から2割安くなる方法を取って委託するような方法は考えられるのかどうか。その点、助役お願いします。

助役（木下慶猛君）

先程、老人福祉センターの話がありましたが、まず簡単な委託ですよ。ああいう大きなものは資格のある業者に入札をさせて委託しましたよ。皆さん特に言われるようになるべくならば町内の業者に委託することが望ましいので、こことか川上さんにもありますが、そういうものがチョコチョコありますので、やはりその場所場所によって検討せんことには一括してどうだろうかと私は思うわけですけどね。もし、そういうことを一括してやった場合は、全部太良町内に資格者がいなかった場合は町外に委託しているわけですから、経費はいくらか安くなるかどうかは検討してみないとわかりませんが、そういうことも一つあります。

岩島委員

私が言っているのは、例えば、赤松橋なんかの清掃委託が何か資格を持った人がいますか。

助役（木下慶猛君）

いいえ、あなたが全部といわれたものだからですね。

岩島委員

いやいや、私が言うのは公園とか駐車場とかですよ、老人福祉センターはこれは特殊なあいやっけん。（「委託料で私は話したもんですから」と呼ぶ者あり）そぎゃんとまでとは言っていませんよ、そりゃ出来んと思いますよ。ただ、あそこはシルバーだ、あそこはどこじゃ、あそこはここじゃというような委託をしとっけんですよ、シルバーならシルバーに全部委託したら、全部足したら1,000千円になるけれども、800千円でよかよというような話は出で来ないのかとどうなのかと質問ですよ。

そういうものを検討してもらえば何かの節約を考えていかないと、このままでそのままいきおったらダメだし、今私が健康の森についてわざと聞いているのは、前回の契約よりも高い契約を森林組合になぜしないといけないのかと聞いているんです。上がらんならよかですよ、森林組合に頼めば、今までよりの安く契約が出来ますよという説明なら私も納得がいきますよ。しかし、何十万円増やしてなぜ森林組合にしなくてはならないのかという話が出てくるのではないですか。やっぱり節約を考えないといかんけんですよ。森林組合に頼むと、年間に500千円助かりますよというならそれは結構な事だといえますよ。逆に増えているじゃないですか。

助役（木下慶猛君）

今言うように小さいものは、当然そうやって検討しないといけない時期に来ていると思います。

岩島委員

そういうふうに検討してみてください。

木下委員

実績報告書の47ページの水産業費で、16年度にこれだけの補助事業、カキの養殖についてされているわけですが、今年の状況についてどのような結果報告がされているのか、また、いつごろから販売の見通しをされるのか質問します。

農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

現在の状況ですが、カキ筏が20基あります。今まで一元集出荷の問題で業者間のほうで足並みがそろわなかったという経過があっておりました。10月の最終的な業者会の中で、一元集出荷について取り組んでいくという申し合わせがされております。そういうことで、17年度のカキ養殖についても計画通り実行したいと思っています。

それから、現在のカキの状況ですが、去年は約20トン弱の生産量になっていたんですが、現在の状況では先般経済常任委員会にも視察をしていただきましたが、今年については、それなりに生産量が見込めるという報告でですね、だいたい70トンから80トンくらい見込めるということです。それから、出荷につきましては12月1日から出荷するという事です。販売についてもたらふく館でも販売をしたいと、それから漁協とですね、そういうふうな販売の方向性も打ち出していますので、また、実入りについても70%相当は身が入っています。よその地域のカキと比べれば、殻は小さくても中身は間違いなくよそよりも良い品物ではないかと思えます。

木下委員

大変指導について努力をしていただいたものと思います。そこで、一括購販体制をされると申し合わせ事項でなると報告を得ましたけれど、これもなかなか難しいと思うわけですね。特に監視というものが出来ないような状況の中で、いかに自分達が率先して自主的に事業を継続していくというような、あくまでも補助事業であるので守っていかないといけないという自意識がないとなかなか簡単にいかないと思うわけです。そこで、万一自分の船の自分の筏から揚げるんだから誰も監視しないわけですね、その方法としては乗合わせという事もあろうし、長崎県あたりは町は補助を出していなくても共同体勢から違反をした場合は事業を止めるとか、そういったことを業者が言っていました。規則あたりは申し合わせはしとらんわけですか。

農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

先程ちょっと説明不足がありましたけれども、そのような一元集出荷体勢が出来たという事で全量漁協で引き取るという申し合わせがされております。当然ながら品質の均一化ということが問題になります。そういう意味で先般ですけれども、漁協から業者会代表を含めて本年度12月の予算からカキの洗浄機をどうしても欲しいと、洗浄機が一番労力の軽減に役立つわけです。その意味で、今までのようにバラバラなら利用価値がなく効果が薄いからということだったわけですが、そういうふうな一貫した取組みが出来ると、しますということであったので洗浄機を取り入れたいと、それに基づいて出荷をしますと。契約書関係ですが、誓約書で確認をとるようになっていきます。これに違反した場合は漁業権の行使をさせないということ各個人から取るようにしていますので、そこらへんは漁協の誠意ある態度を期待したいと思います。

木下委員

洗浄機が必要というようなことで求めるという事ですが大体いくらぐらいですか。

農林水産課長（金子武夫君）

4,790千円です。

木下委員

全部町にお願いをすればなんでもかんでも補助の対象にしてもらえというような考え方、これだけ行財政改革を目前にして検討する中で、業者の負担ということもいくらか考える必要があると思いますがどうですか。

農林水産課長（金子武夫君）

何もかも補助対象にするということはずまいと思います。町単独の事業も町単の補助要綱があります。県単についてもあります。又、国の事業をする場合にも全て採択基準がありますので何もかにもということはずまいありません。今回補正を予定しています洗浄機も県が3分の1、町が3分の1、地元が3分の1ということになりますから、当然ながら業者の人たちも3分の1負担が必要になってくるということになります。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

恵崎委員

47ページの水産業費の（エ）の有明海環境保全創造事業、この事業と直接私が言う事とは関係がないのですが、指摘ということで。油津漁港の海中道路がありますが、最近ある人から指摘を受けたんですが、その南側に空き缶がいっぱいたまっているそうです。この事業とは直接関係なかばってん、環境保全という意味で行ってみて、漁業者の自分達の魚場やっけんですよ、ぜひ、しようと思えば何人かで一斉にすれば、すぐ出来ることだと思いますので、関係者の方、漁協の方は見にいかれた方が良いでしょう。

1年に1回沿岸のクリーンアップ事業もあっていますね、私も過去2回程参加した事がありますが、ぜひ一度見て漁業者の人も知っているはずですよ。いろいろ忙しい時期とは思いますが、潮の引いたときに半日でも皆ですれば簡単なことだと思いますので。見

た目良いものではありません、みんなですれば簡単な事だと思いますので、潟の中にかくさん沈んでいすますぜひその辺よろしくお願いします。

農林水産課長（金子武夫君）

有明海の再生問題はまず足元の漁協関係者が一番しっかりしなくてはいけないと思います。わたしのほうからも漁協にそういうことで指導をしていきます。

恵崎委員

自分達の仕事場ですからね。

岩島委員

48 ページの漁港施設管理状況の中で、私は竹崎漁港はどこにいったとやろかと探しているんですが。

建設課長（岩島正昭君）

平成 14 年度からですが、同じ未収漁港同士で会計がダブっていたもんだから道越と竹崎と合併したということです。

岩島委員

商工費の中で実績報告書の 49 ページ、廃止路線バス代替運行費補助金の件ですけれども、両方で祐徳観光バスに約 5,000 千円補助をしています。この問題はどうか、17 年度はもう少し減っていませんか。

企画商工課長（岡 靖則君）

廃止路線と生活交通路線ですけれども、17 年度は欠損金額が出ているということで若干の上積み当初の予算の中ではお願いをしております。私達もそのままでいけないということで、沿線路線住民の方にアンケートをとろうということで今部落にお願いをして 3 路線アンケートをとっています。部落のほうからどういう結果が上がってくるかわかりませんが関係地区の方にそこら辺の状況を把握しながらですね、この路線の日数の見直しとかそういうのも図っていきたいと思います。

岩島委員

アンケートを取っても取らなくても実際はあまり乗っていないのではないですかね。あまりお客が乗っているのを見たことがないのですが実績は把握できていますか。

企画商工課商工観光係長（西村芳幸君）

廃止路線代替バスは町内に 3 路線あります。一つが竹崎線、こちらの方が実績として年間 6,237 人、二線目が牛尾呂線、駅から風配、広谷入口までですが 1,102 人です。それと最後ですけど、中山線ですね、病院と中山間ですけど、こちらが 2,703 人という事で、計の 10,042 人となっています。

企画商工課長（岡 靖則君）

すいません、今言った数字は平成 15 年度の実績で、16 年度は竹崎が 5,861 人、風配、広谷が 903 人、中山が 2,105 人、合計 8,869 人です。

岩島委員

これを1回あたりで割るとどうなりますか。

企画商工課長(岡 靖則君)

竹崎線の1日あたりの平均輸送人員、16年度ですが16.1人、風配、広谷が2.5人、中山が5.8人です。

決算審査特別委員長(末次利男君)

ちなみに、一運行で平均何人乗ってっすか。

企画商工課長(岡 靖則君)

乗車密度から行くと0.7ぐらいです。

岩島委員

この問題はあちこちでもう廃止してですよ、太良のマイクロかなんかを回すような方法を検討する時期が来ているのではないかと、すぐというわけにはいきませんが、平成17年度は契約もしているんで、18年度でどのようにするのか検討をしてもらいたいと思います。もう一人二人しか乗らないバスに何十万円、何百万円と出すのはちょっと、5,000千円ですからね、この半分ぐらいでも運営は出来るのではないですか。

企画商工課長(岡 靖則君)

先程言いましたように、今回そういうことで、乗車密度等も少ないという事で監査委員さんからも指摘を受けましたので、アンケートをとったりしてまず状況を把握をすると、路線に乗っている状況は抽出調査をして一日何人乗っているかという事はこちらも把握をしていますが、ただ、どういう方が乗っているかという、主に高齢者と弱者が一番多いです。だからそういう状況を勘案すると、廃止というまではどこまでいったほうが一番良いか検討をすることがありますので、まず中身を確認をし、状況を見ながら検討していきたいと思います

恵崎委員

49ページの商工費の観光費の一番上の観光PR広告、情報誌じゃらん3,114千円ということですがこれは大体いつごろからされているのか。そして、効果というのはこれによっていくら来たというのは難しいですが、当然観光協会とも話をされていると思いますが、この金額というのは、これが良いということで観光協会もされているのか。話し合いはどういう風にされていますか。

企画商工課長(岡 靖則君)

広告誌のじゃらんに載せているのは、何で載せたかという事は私も把握していません。年4回広告をしています、それにタイアップして各事業所等もそういうことをされている状況です。今回の広告誌とか地下鉄の中とかでいろいろやっていますが、その中のどれを見てお客さんがこられたのかという事を把握をしたいということで、これもアンケート調査を旅館組合にお願いして現在やってもらっています。どういう情報、又、

情報誌を見てこられたのかということを確認しなくてはいけないという事でこのようなアンケートをとってもらっています。現実的に一番多いのはこういう「じゃらん」のような情報誌を見て利用されるのがけっこう多いのではないかと思います。結果的に、旅館業者の方もそれを利用されるのが一番多いのではないかと思います。

恵崎委員

私達もわざわざ買ってまで見ないもんですから、参考までにいつかどのように載っているのか見せてください。この金額をどうのこうのと言うより、一番観光協会としても望んでおられるのか、仮にこの額を使うのならほかの宣伝効果の方法が良いとなったら当然そっちのほうが良からうし、今後どういうふうな方法が良いのか検討してください。

企画商工課長（岡 靖則君）

観光協会ともタイアップしながらやっていかなければならないと思います。情報を発信しないとお客さんに知らしめる事が出来ませんので放送とかいろいろな手段を使って観光協会、旅館組合とでいろいろな媒体を使って広報活動をやっていますので、連携を取りながらやっていきたいと思います。

議長（坂口久信君）

観光協会もいろいろと削減されている中でこの分も大分削減されていますが、このくらいはしてもらわないといけないと思います。じゃらんになんで載せるかということじゃらんを見る人が大変多いです。目に見えて旅館に来られるときは何を見て来たという事で聞くと、新聞とかテレビとか出してもなかなか反応がなくて、じゃらんを見られて何名来られたとか、そういうことで、役場も観光協会や旅館組合とも話をしてされています。非常に効果はあります。今月は役場が出すなあというときには、みなさん一斉に掲載するとか、やはり紙面を余計取ってPRするという事で頑張っています。我々も独自で努力するという気持ちも持っています。

吉田委員

同じ3番の観光費ですが、有明海・福岡都市圏交流事業負担金に200千円とあります。それから、太良町有明海・福岡都市圏交流事業補助金200千円とあります。あわせて400千円ですけれども、たいした額ではなくて、こういう事業をされているわけですけれども、これは企画はどこがあって、内容はどういうものであったのか、又、反響はどういうものであったのか説明をお願いします。

企画商工課長（岡 靖則君）

事業名は有明海・福岡県都市圏交流事業ということで、目的は有明海の環境保全するとともに有明海沿岸の地域の人、物両方の交流を拡大し、北部九州地域全体がともに発展する機運を盛り上げるため、福岡都市圏の人々に有明海の魅力を紹介し、有明海沿岸地域の連携交流を促進するものということです。構成は、佐賀県と有明海沿岸2市10町、それに新聞社が一つ加わっています。日程は11月6日から7日にかけてです。交流

フェアの会場は福岡市役所内のお土産広場という事で、有明会の物産展、それから有明海の食堂という事で「カキ焼き」等いろいろおこなわれます。それと、有明海沿岸市町村の観光コーナーという事でポスターをはる。それと4番目にはイベントとしてふれあいコーナーをやっています。

都市圏交流事業の負担金が有明海都市圏交流事業実行委員会ということで委員長が鹿島の桑原市長です。それと有明海・福岡沿岸都市圏交流事業費補助金については、太良町でも実行委員会を立ち上げました。実行委員長は大浦漁協組合長にやってもらっています。

各出店者がそれぞれの売上げ実績を出されていると思いますが、中身については私も把握をしておりますけれども、結果的に交流事業につながったんじゃないかと思っています。

吉田委員

こういうことは経費も安く効果があるなら大変良いことだと思います。そういうことを単発でやってそのままやめて良かったか悪かったかもわからずするのではなく、先ほどのじゃらんじゃなかですけど、やっぱりずっとやることでよかこともあると思います。この事業はことしはもうなかっでしょ。やっぱりですね、こういう事業は、福岡がよいかどうかかわからんですけども、そういう状況でやっていかんばいかんと思うんですけど、そこはどう思いますか。

企画商工課長（岡 靖則君）

この事業については、実施主体構成員で佐賀県がありますけれども、佐賀県が呼びかけをされて結果的に成り立った事業だったと思います。県あたりも継続事業のほうが良いかと思いますが、金銭的なものが課題によるところだと思いますが、できるだけこういったものは継続するのが良いかとは思っています。

吉田委員

ぜひお願いします。

田口委員

実績報告書の46ページ。中ほどに県営土地改良事業元利補給補助金というのがありますが、これの大浦土地改良区の（かん排・農開・畑総事業）とありますが、融資の残高がわかれば。それと、来年の3月と思いますが全体的に最終償還期限はどうなっていますか。

土地改良課長（永淵孝幸君）

お答えします。

46ページの大浦土地改良区の元利補給補助金の分ですが、まず最終償還が18年度までです。18年度に償還します金額が22,232,266円、17年度が22,656,922円、それから、昭和46年度からずっと償還していますが、16年度までの34年間の土地改良分

847,859,207 円です。全体では 34 年間で 944,900,636 円です。17 年 18 年度は土地改良課分だけですので全体総補助金が 9,887,989,825 円となっています。

以上です。

田口委員

いよいよ 18 年度を最終年という報告ですけれども、今後償還が終わった後のあれだけの大きな事業ですから大きな維持費を今後どうするか、大浦地区のミカン農家の課題としますのでがんばっていただきたいと思います。

それから、さっき 47 ページの健康の森の整備委託料の下刈という事で 2,023 千円、下刈のほかに除伐という説明がありましたね、要するに、木を切ってみたり周囲の作業と思いますけれども、そうすると、あそこに孟宗竹林があったり、真竹林があってみたり場所によっていろいろある。今までは 2 人を雇って区域を決めて、月に 20 日ずつか知りませんが働いてもらっていた。それを今回は森林組合に対して、30 ヘクタール全体をしていくため 15 日の 2 人で 30 日ですね。作業区域としては大変ではなかろうかというのが 1 つと、私の聞き違いかもしれませんが、下刈は 1 年に 1 回とか、2,023 千円というのは下払いに入る、下払いというのは 1 日ではなくて除伐等の作業区分とはどうなっているのかという事をもう少し詳しく説明をして欲しいということと、あそこに 2 カ所便所がある、中央にあるのもどちらかということと水はけが悪かってみたりしていましたが、南にあるのは戸がどうにもできないような状態になっています。あそこに便所があるのかなという、わざわざ真ん中にあるので。そこも含めてもう少し解りやすく説明をしてください。

農林水産課長（金子武夫君）

森林公園につきましては、下刈の整備委託という事業と管理委託とこの 2 つに分けています。公園区域は全体で約 30 ヘクタールあります。この健康の森の管理委託は 30 ヘクタールが対象区域であるという事です。対象区域が 2 人の方で月に 15 日出てもらって管理対象としてみてもらっています。その中で、先ほど話がありましたようにトイレの掃除とか、紙の補給とかゴミの処分とかそういう日常的な業務、それと公園内の下刈、特にお客さんが来られるような場所、階段とか、通路の部分の花木が植えてあるところを一般的には作業してもらっています。区域全体としては 30 ヘクタールは該当します。例えば、普通、皆さん方は行かれないと思いますが、上のほうにはクヌギ等があります。クヌギのほうに回ったら大きなゴミが落ちていたとか、木が倒れていたとかそういうふうな報告的な管理業務ですね、そういうふうなものが委託管理業務です。

もう一つが整備の委託の内容が下刈りとか除伐になっています。16 年度で言いますと、昨年の下刈除伐関係が 7 月 14 日から 9 月 30 日という期間を設けて作業してもらっています。これは、公園の中心部分にあります花木伐採、除伐は対象木以外にいろいろな雑木が生えてくるものの伐採を一般的に除伐といいます。人目に掛かる区域について約 20

ヘクターあるわけですがけれどもその部分については年に1回は下刈をさせているということで、二つの方法で下刈の委託と管理の委託という二つの方法でやっています。

田口委員

年に1回と聞いていたものですから、7月14日から9月の30日までということになれば延べでどれくらいになりますか。

農林水産課長（金子武夫君）

すいません、延べというのは作業日数ですか、それとも作業員ですか。

田口委員

20人から30人という話があったわけよね、そうすると、7月14日から9月30日までに延べでどれくらい働くとかなと思ってね。

農林水産課長（金子武夫君）

延べ人数で約150人程度になります。

決算審査特別委員長（末次利男君）

これをもって質疑を終了します。暫時休憩します。

午後3時35分 休憩

午後3時45分 再開

決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立します。

休憩を閉じ、委員会を再開します。

次に、土木費から消防費並びに教育費まで、決算書161ページから200ページまで、行政実績報告書では50ページから59ページまでを審議します。

《 土木費・消防費・教育費の説明 》

決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

竹下委員

行政実績報告書の53ページ。消防の施設等整備状況ですが、消火栓が15年度が182基、ことしは1基減っているんですが、それはどうなっていますか。まずお尋ねします。

総務課防災係長（峰下 徹君）

昨年数を数えたときに地下式と打上式を1つダブらせていましたので、その分1基減となっています。

竹下委員

単なる数え間違いですね。それと 52 ページ。一般質問でも質問していたのですが、消防団員退職報償金と功労金、功労金の考え方として年数だけ入っていると功労金なのかということが1つと、部の合併問題の今後の考え方についてお尋ねします。

総務課長（佐藤慎一君）

功労金については今年度から幹部会でもおはかりをして年数だけじゃなく、内容審査という事でそれに該当される優良団員に対して、幽霊団員にまではやらなくても良いだろうということで今回は全員にはやっております。消防団に功労のあった功績のあった功績のある団員に対して支給という考え方でやっています。部の統廃合に関しては幹部会でもおはかりをしまして鋭意努力をして諮っている段階で、具体的に今どこどこを検討しているという事は差し控えたいと思います。そういう面も含めまして随時幹部会、役員会等で検討はしていきたいと思います。

竹下委員

部の統廃合は今の状況の部員数が少ないのと、現在の職業柄太良町になかなか昼間いないという問題も含めて随時検討してもらいたいと思います。それと、組織的にどうなるのか私も頭の中できちんと把握していないのですが、役場職員の部員の出動態勢はその団に帰らないで役場から直接出勤できないかという質問もしていたんですがその辺の考え方はいづらか進展していますか。

総務課長（佐藤慎一君）

これは大変むずかしい問題で、実際役場職員の団員が一番早いわけです。ところが部の運営となるとほとんどの各部が役場の職員に頼っているという状況です。昼間の火事の時には、火災というのは昼間だけじゃなく夜もあるものですからそういうことを総合的に考えれば良いのではないかなと思います。

竹下委員

今の役場の職員出勤体制はやっぱり貼り付けは各部にあったほうが良いのではないかとこの頭にあるんですね。緊急のときだけここからまっすぐ出られないかということも前にも言いましたが、研究してみてください。ここで答弁はいりませんので。今の実情は 10 人以下と言う体制の中で小さい部はそれで果たして良いのかと、前、部落の囑託員の問題についても果たしてそれで良いのかと合併問題が論議されましたけれど、やはり消防はその辺を一步踏み込んで検討をしてもらいたいと思います。

吉田委員

今の消防の問題が出ましたが部員数についてはちゃんとした定数が合って、その数だけはちゃんとした名前が確保できているのですか、足りない状況ですか。それと 45 歳まで定年を延ばしましたが、その分 40 歳から 45 歳までの人がどれくらいいるのか。

総務課長（佐藤慎一君）

今、現在は 40 歳から 45 歳までの団員というのは幹部を除いて 5 名です。あと条例定数は 500 名、それに対して実人員は 488 名です。

吉田委員

それは定数をどうしてもひねらなくてはならない状況であるのか、それとも 45 歳にしたので今のところその年数の人は少ないですが、もう少し増やせば良いのかということを含めながら合併の問題が出てくるのではないかと思います。そこら辺はどうですか。

総務課長（佐藤慎一君）

今の消防の団員の組織のばらつきは地域性が大きな要因としてあります。ですから例えば、定員に満たないところがバランス的に全地域で足らんかということそうではない。地域によって足りないところがあるし、地域によっては十分満たしているという現状もあるわけです。その辺も含めて検討していかなくてはいけないと思っていますけれども、それと同時に 9.11 テロとかたちで北朝鮮のミサイルの開発もさることながら、結局国民保護法という条例を市町村でも来年は設定しなくてはいけない、非常時に備えると、消防団の役目も多岐にわたってくるという状況で、定員が現時点で条例定数に満たないから何とか条例の定数の削減を検討に入れているんですが、施策的には国の方針では増やせと言うような方針になっています。今後は、地域性を考慮して例えば山間部に居られる方の入団も幹部会等で図って促進していこうというような流れはあります。

岩島委員

今の総務課長の話でね、これは前からそれはいいおったわけですね、山手に消防団がないところに、我が家の火事の時には人が守って、消防団員は火事のために山に登って行っているのに、山手の消防団に入っていない若い人は団員でないからということで仕事に下って行ったりという事がある。やはり自分のところは自分で守るという考え方で山手であってもないところは消防団を作ってそして下のほうを統合して、全体的には人数で定数 500 名は私も少し多すぎると思います。しかし、500 名ですとすれば今ある施設の小さい部は統合をさせて、その分を逆に山手のほうで何部か作ってもらうという仕方を行革と絡ませて、先程、総務課の時にあったように行政区の合併の推進をなさいということと同じようにそれも含めて検討をしていただきたい。功労金についても私たちが言ったような功労金あり方ではなかったわけですね、功労金の単独を出す場合は、例えば 5 年、10 年、15 年と補助事業は切っておりますから、15 年に満たない 14 年入っていた人には若干の差額の金額をはじいて功労金としてやってはどうかと言う話をしたところが、そういう人には払わないで実際は全部のやめる人に功労金として払うと、後 1 年足りなかった場合に 70 千円ばかり違うという事がある。その解消の意味で言ったが実際はそうでない。その辺も含めて消防改革をして欲しいと思います。

総務課長（佐藤慎一君）

ご指摘の点も十分考慮に入れながら今後検討していきたいと思います。ただ、功労金

という考え方が委員のような考え方と5年生であろうが10年生であろうが消防に対する功労はあるという解釈で一律に段階的に当初はスタートしているという事でございますので、そういうのも含めまして今後検討をしていこうと思っています。

木下委員

実績報告書 59 ページの学校給食の件でお尋ねします。学校給食の運営会則とか、学校給食運営委員会細則とか、給食費未収金徴収委員会会則とかの資料がありますが、約 400 万円近くの未収金があがっているようですが、その資料を見まして、いろいろ役員の方もいらっしゃるわけですが、ある P T A の本部役員の方に尋ねたときに、年度の末に年に 1 回集金に回るということを知りました、そういったところの状況等の説明をお願いします。

給食センター所長（荒田勝秀君）

今年度の第 1 回の学校給食運営委員会に起きまして、10 月の末に P T A の評議員会に協力をしていただいて徴収を検討しております。第 2 弾として 2 月の末におきまして運営委員会の総仕上げとして給食費の未納を出来るだけ減らすように徴収の方法を検討をしています。

木下委員

これは私も 50 年代には個人に徴収に行った経緯がありますが、これは子ども達が出したお金で食費を賄っていると、そしたら出していない子どもの分まで出した者で賄っているという事でしょう。そしたら、月の子どもの出した食費に相当する食事を出していないという事になりますね。それから、ここに 52 年度からあがっているわけですが、こういったこともある程度取れないものは不能欠損で処分をすとかしないと、ずっとこのままだと納めない人が利口者ようになってくると非常に良くないと思うわけですよ。給食費を払わない家庭には親に通知をして子どもに弁当を持たせるようにすとかしないと、給食は廃止しないといけないような制度になってはきませんか。やらない人が得で行けば、そのことについてどうですか。

給食センター所長（荒田勝秀君）

木下委員のいわれていることはごもっともですが、15、16 でふるさと食の補助事業で、約 300 万円ぐらいの補助金をいただきましたので、これで息をついているような状況です。（「それは今聞いているのと別ですよ」と呼ぶ者あり）一応ですね、未納者については弁当持参でも検討していかなければいけない時期に来ていると思います。

木下委員

検討ばかりしていても、この委員会の状況次第でなんとか言い逃れをしていけば何とかなるという事ではいけない。こういった問題はどこからも出んとやっけん、今あなたが言ったのはちょっと別の枠としてね、子ども達の食費は子ども達で賄うというのが原則じゃろうけん。やらぬが勝ちでこういったことはますます増えると思うわけですよ。

町の税収も 12,000 千円減少している中で、みかんの状況、漁業の状況も先の見通しは決して明るくないわけですから、もっともって給食費を払わない人には即対応をしていかないといけないと思うよ。給食費ばかりでなく、育英資金の滞納にしても、町税の滞納にしてもしかりです。未納の子どもに給食を与えるなどといえば子どもには責任がないとかが言いますが、それでは手ぬるい時代だと私は思いますがどうですか。

教育長（陣内碩泰君）

おっしゃるとおりですね。入った分で賄っておりますので入らなかつたら払った者にしわ寄せが来るというのは当然ですので、そういうことが無いようにということで平成 15 年度から P T A の評議員さんにご協力をお願いしました。15 年度、16 年度については、特に大浦地区においてはほぼ 100% の徴収が出来たということで非常にありがたく思っています。役員さん方にはお骨折りいただいて、随分トラブル等もあったように聞いておりますが、それにもかかわらず、非常に努力をいただきまして 15 年度、16 年度ともに大浦地区にはほぼ 100% の徴収をいただいたということで、平成 17 年度に関しましても、今までは年に 1 回お願いしておりましたが、本年度はセンター所長が先程申しましたように、2 回にわたって徴収活動をしていただくということで、本年度は多良地区においても出来るだけ 100% に近い徴収を出来るように考えていかなければならないと思っております。

それから、役員さんによる徴収でなお未収金が増えるという状況があるとすれば、もう一度考え直して各部落で各戸徴収の元の制度に戻すというような事も検討する必要がありますのではないかとということまで運営委員会等で検討しているところです。それから、累積未収金ですがこれは太良だけではないでしょうかね、といいますのは納めなかったものを何年度以前に徴収できなかったものはチャラにしてしまおうという事であれば、未収金は増えるものですから、どこの市町村もある程度どのところでチャラにしているんですよ。ですから実際にはものすごい額なんですけれども、きっているものですからあまり現われてこないような状況です。太良では当初からのものを累積しているというのは一つの考えでして、チャラにすることは出来ないんじゃないか、やはり残していくべきではないかと、ほぼ取れないような状況ですけど、しかし努力は、それでもいくらかでも取れるような状況にしていけないのではないかとこのものの考え方で当初からのものも残している状況です。額としてはだいぶあがっていますが、年に均せば良い徴収率ではないかと思えます。大体 1% 以内に押えることが出来れば正常な運営が可能だといわれております。

木下委員

教育長の話の中にもありましたが、やっぱりもうどうしても取れる見込みのない人、また、昭和の時代の人にはもう念頭にもないのでしょうし、この辺はなんとか決着をした方が書類上はいいのではないかと思います。業者、委員会との話し合いをして検討して

みてください。

教育長（陣内碩泰君）

運営委員会等でも十分検討してそのような方法も考えてみたいと思います。

岩島委員

この表を見ると、昭和55年から63年までは未収は0なんですね、昭和52年から54年まではありますが、昭和55年から昭和63年までないわけですよ。全額9年間納まっているんですよ。その辺はうまくいきおって、平成になってからズルズルと増えている。やり方が何か悪かったんじゃないかなと私は判断しますが。

給食センター所長（荒田勝秀君）

平成3年から口座振替制度を取ったために、このようにずっと現在まで来ている状況です。

岩島委員

私が言っているのはそうではなくて、昭和55年から昭和62年までは1円もないんですよ。9年間は。その間はうまく100%納まってきているんですよ。それから平成になってから引き落としになったけれども、残高がなくて引き落としができなかったものを集金をせずにとずっと行っていたわけでしょう。木下委員の言われたように年に1回ぐらい集金してどうだこうだいても解決する問題ではないという事ですよ。だから、この問題をどうするのかという基本線にたって協議をするべきではないかということですよ。52年ぐらいのものを取れますか、取れれば良いですが。

給食センター所長（荒田勝秀君）

53年度から54年度のものについてはちょっと徴収は難しいのではないかと思います。

岩島委員

だから、そういうものを検討してもらいたいということですよ。見ていれば、52年の里の1件、53年の里の1件、54年の里の1件これはもう同じ人間ではなかかと思うんですけどね、そこらへんわかりませんが。

給食センター所長（荒田勝秀君）

同じ人間です。

岩島委員

そうでしょ。それじゃなおさら、こんなに続けていて払わないのなら取れないでしょ。このことについても一度徴収する努力をして、そしてどうにもいきませんということではなくてはダメです。

給食センター所長（荒田勝秀君）

一応努力をしてとれない場合は検討いたします。

吉田委員

税金の時効ということをよく言われますが、特に助役は時効やっけん取れないのなん

のというような話をされるとですけど、この状態の中で時効であったり時効の中断という事もあるのですが、そういうことをもうしてきてると思うんですね。そのままほったらかしにしてきているのか良くわからんとですけどね。これが時効になっているのであればちゃんと処理をしなくてはいけない。なし時効になったのかという事も検証しなくてはいけない、誰が責任をとるのか。私たちはしらんと、これは前の人とばいと何も知らんばいということでそのままにしておいて、それでチャラにするよという今の話でしょ、誰の責任ですか。

給食センター所長（荒田勝秀君）

過年度の未納者については未納者と一度話をして取れない場合は、0 にしないといけないのではないかと思います。

決算審査特別委員長（末次利男君）

いやいや、今の質問は時効中断措置をしたのかどうかという事ですよ。

給食センター所長（荒田勝秀君）

しておりません。15年度か16年度については未納通知書と納付書を年に2回ぐらい発送して、家庭を訪問しています。

岩島委員

前の52年からずっとあるじゃないですか、この分には請求をしているんですか。

給食センター所長（荒田勝秀君）

今のところしておりません。

田口委員

52年当時というのはずっと前の事ですね。時効中断の措置というのは5年なら5年と言うことですが、今回、具体的に里と名前が出たので多良はあるけれど大浦はないと教育長は言われましたがこの表を見るとあるわけですよ。しかし、給食費に限らずほかの税金も一緒ですが、この際不納欠損の処理をしろといわれても、やっぱりずっと前からのものであったとしても発生の時点で時効中断してもしてなくても大変と思いますが今の時点で助役を中心として、全体としてとらえて一定の期間を区切って、そしてもちやもちやで努力するところはすると。給食費については、学校のPTA関係の役員さんもいらっしゃるので。するだけしたが里のAさんというのはもうどうしているかわからない、町外に出ているかもわかりませんが。そうした実態を踏まえてこうしたがこうだという検討委員会を作って、最終的には1年後か2年後で良いのでこのような努力を全体でしたが、というような事で不納欠損処理すると。

おたくのところに過去にそういう通知をしたという控えがないわけですね。他でもなかと思うわけわけですよ。永久保存にしなければならぬものがあつたりなかつたりする。この際そういうものを整理してこれを1年でパーッとするんじゃないで、一定の努力をしながらこの辺で切らなければならぬものは切るという努力を全体としてすべき

だと。

木下委員

請求をしないで払うはずがない。給食運営委員といって、小中学校PTA会長、区長、学校長など代表で出てますよね。本格的な話し合いをしてもらわないと、取れないのが当たり前ですよ。

教育長（陣内碩泰君）

先程給食センター所長がやっていませんと言っていました、ここ2年のことをしていると思います。給食センターでは学校給食運営では未収金の問題が最大の課題なんです。ですから、学校給食運営委員会ではほぼその問題を中心に検討しているということで過去徴収員たちも手分けして本当に最善の努力はしてきていると良いと思います。それでもまだ取れなかったと。しかし、他の市町村と比べれば比較的未収金は少ない額で推移してきているという状況です。努力はしてきております。しかし、おっしゃるとおり、まだまだ努力の要があるということです、なお一層努力をして必要な手続をやっていくという事でご理解をいただきたいと思います。

助役（木下慶猛君）

給食費については、先程教育長が言われたように教育委員会が権限を持っていて私のほうには権限がないわけですが、未収金ということで対策委員会というのを私が就任してからもう6回ぐらい開いてですね、それをこの間病院のとき言ったけれども病院の場合は通知をやっているからと。解釈の違いですよ。やってもやっぱり時効成立ですよ。持ってきたとはそれからですが、全然やったばかりで入ってなったからですね。ですから私のやり方はこの間説明しましたが、例えば、徴収に行ってせっかく大人2人が来たので1,000円だけでもくださいということで時効中断をずっとしてきていたわけです。その後も5年間払わなければ書類があっても時効になります。そういうことでやっていった良いのですが、それをやっていないものですから、以前決算委員会でも言いましたが例に出すと、塩田の運送屋をしている人が日ノ辻に入植して失敗して千葉に行ってしまう、良い土地は全部売ってしまって、悪い土地を買わないかといわれたが土地が悪かったの。三千いくらか今でも残っています、毎年。実家に婆さんがいたときには年金からもらっていたんですが、亡くなったものですから兄弟は納めてくれないわけですよ。それから5年がたちますのでもう時効だと思います。ですからあくまでも何らかの形でもらわないと、通知をやったばかりではもうだめですよと、この間病院のときも言いましたが、そこはよく理解をしておいてください。病院の場合はそれですから取れないと言ったんです。

木下委員

小中のこの給食費を質問します。

給食センター所長（荒田勝秀君）

小学校が1月3,500円。中学校が1月4,100円です。

田口委員

実績報告書の57ページ。公民館費(杉谷・油津・道越)この2,266千円について説明してください。

公民館長(寺田恵子君)

杉谷公民館のほうが新築で1,913千円の補助です。油津が電柱の改築で243千円の補助です。道越地区は台風の被害がありまして110千円の補助で、合計の2,266千円です。

以上です。

田口委員

実績報告書の52ページの消防費。杵藤広域圏消防負担金が144,454千円とありますが、過年度と比べてですね、1年1年負担金が減っているという状況ですけれどもこの理由について。

総務課長(佐藤慎一君)

この負担金については、広域消防の消防施設費から消防職員の人件費まで全て含んだところで、消防は消防として広域圏でも削減の努力をされているということで近年は減ってきています。が、今後ここ何年かは消防職員の前倒しの件もあり、200人体制を維持したいという事で後は若干増えてくると、また、広域を構成する市町村の数が減ってきますので、ある意味、消防に限らず広域のいろんな負担金については今後増えてくると思います。

恵崎委員

実績報告書の57ページの4番の文化財保護費の歴史民族資料館の利用状況ですが、入館者数3,027人。去年より500人ぐらい減っていますが、それでも、個人的に私はあまり行かないものですから、けっこうあるなあと思っているのですが、これだけこの入館者があるのですか。

教育次長(川瀬勝芳君)

少し減少気味です。平成16年度3,027名です。当初57年に作られまして当初が約1,800人、昭和58年は3,600名、一番多い年で昭和61年に5,100名。それから、平成10年から2,000から3,000名の間で推移しています。今は学校の方で総合学習とかがあっていきますので学校の生徒が特に民族資料館の方に総合学習で勉強に来ている状況です。

恵崎委員

これは個人差で、太良町の歴史民俗という事である種こういう施設も必要とは思いますが、今後の運営としてそのへんが、今ここには職員は2人おいしゃつとですかね。

教育次長(川瀬勝芳君)

委員指摘のとおり、館長が1名、これは大橋記念図書館の図書館長と兼務で臨時が1名配属されています。

恵崎委員

よく承知しています。今そこに勤めている方の個人的にどうこという事ではありませんが、今後年間を通して学校等で研修に来るときには開けていなければいけません、その辺の今後の運営をどうするかということで、完全に閉鎖とはいいいませんが、出来るだけ削減という意味では考えるべき時期ではないかと思うわけですが。実際に町内の方が個人的にいろんな意味で調べたいという時には必要かと思えます。オープンしている事には確かに意味があると思いますが、年間を通じてどうか、なかなか難しい問題だとは思いますが、年間を通じてオープンしている事についてはどのような方向でされるのか。現状のままずっといかれるのか。その辺の検討の状況をおしえてください。

教育次長（川瀬勝芳君）

私のほうからは、運営の是非は言われませんが、行革においては人間的な経費に削減という事で事務的には検討しております。運営の方法については私のほうでは控えさせていただきます。

教育長（陣内碩泰君）

おっしゃる意味も良くわかりますが、この歴史民俗資料館というものを持っている意味はとても大きな意味があります。他の市町村においては文化財の専門員、学芸員を配置しています。嬉野市、鹿島市もいます。太良町の場合はその学芸員がいませんので直で県のほうにお願いをしているという状況で、その点では太良町は非常に見劣りがするという状況です。それで、この歴史民俗資料館というものをそういうものにかえた拠点にしておきたいという考えも持っていますし、今の歴史民俗資料館の館長は文化財の保護審議委員も兼ねてもらっています。文化財の保護についての調査研究についても気を配ってもらえませんかということをお願いしているところです。あわせて文化連盟との連携もありましてそういうものの事務局、推進拠点という意味でも残しておきたいなあと個人的にも思っています。運営の方法としては委員おっしゃるようないろいろな検討課題もあろうかと思えますのでそういうところは検討課題にしたいと思えます。

助役（木下慶猛君）

補足ですが、県職ですが高島さんという方がいますが、その方は吉野ヶ里で有名だったんですが、改良したり、道路を作ったり、圃場整備したりするときには市町村に1人だけ専門員を雇えとって来た。しかし、太良町の場合はそういうのは何かあったときに頼むのでしないということで、太良だけは雇っていない。そういうことで居りません。本当は正職員を教育委員会におけということで県から勧告を受けたが、何かするときには委託するので要らないという経過がありましたので補足します。よその町村にはちゃんといます。

決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑がないので質疑を終了します。審査の途中ですが、本日の会議はこの程度にとど

め延会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。

よって本日は延会いたします。お疲れ様でした。

午後 4 時 52 分 延会